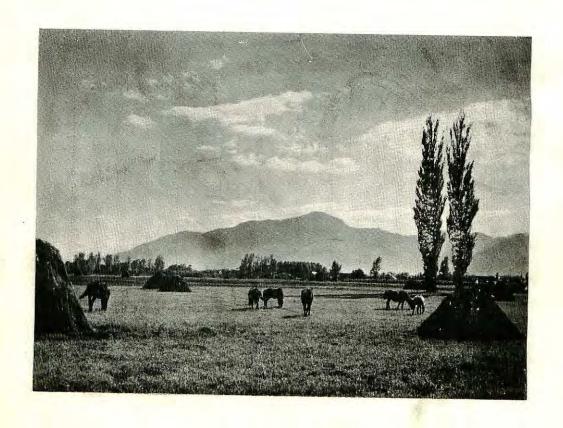
业海道議會時報

第 4 卷 第 10 號 昭 和 27 年 10 月



北海道議會事務局

第 10 號 目 次

九	圖		雜									資				會								議
月	書	地		供	ng.	昭	昭	祁	讗	ガ	\neg	~	全	_	北	Ħ	靜	北		特	常		第	會
の	室	地方行政疑義問答集		供米割當	和二十六年度都道府縣税徴收實績に對する考察	昭和二十八年度地方財政計畫に	和二十七年度修正地方財政計	川縣	講和調印後に	ガツト	國際連合」 につ		全國都道府縣議會議長會參與會	一道北部七縣議會議長會…	北海道開發審議會		願	海道	議案	别	11:	本	第三回定例道議會	の
۶	便	政疑		富门	十六	十八	+	縣青少年保護育成條例につ	印後	(關稅及び貿易に關する一	連合		道府	部七	開發			梅道議會開發審議會	議案審查特別委員會	委員	委員	會	定例	動
Ŧ	ŋ		錄	百五十二萬石	年度	年度	年度	年保	におけ	稅及	に	料	縣議	縣議	溶議	合	陳	開發	特別	會	自會		道議	き
	:	答集		三萬	都道	地方	修正	護育	ける	び質	ţ,	•	會議	會議	P	-	情	溶議	委員			議	會	_
	i			ない	府縣	財政	地方	成條	日本	易に	ての資料		長會	長會				(iii)	(iii)					
	:	:		に決定・	税役	計畫	財政	例に	をめ	闘す	資料		參與											
				稻	收實	につ	計選		る日本をめぐる國際情勢に	څ <u>-</u>			會	:										
	:	:		稻作豫想	績に	ついて…	蚩につい	いて・・・・・・	姒際	般協定)														
				想:	對す		いて:		情勢						:									
	•				る考	:			につ	に關する資料			:		:									
					察	:		-	いて…	する			:					:						
					:	:				資料		:	:					:					:	
	:	:		:									:					: '						
	:			:			;			:			:				:	:		:				
		i											:											
	į					:	:			:										:				
		•		:				:						:									į	
	:	:					:								•									
	:					•								i				:			:			
													:					:			:			•
	i	i						:		:	i		:	:						•	:			
	i	:						:					:											•
	174 35.			··•	: 売	···	臺	<u>:</u>	<u>:</u> 늦	<u>:</u>			<u>:</u>	<u>:</u> 35.	<u>:</u> ₹		$\stackrel{:}{=}$	$\stackrel{:}{=}$:-	· *		:	

【表紙寫眞】

札幌郊外の秋

道商工部商務觀光課提供

第三回定例道議會 議 動 き

本 會 議

提安

	笨	才
	案された諸案件、	第三世定例道議
知	#L	Li
갩	te	7
35.	揺	(1)
かい	45	31
事から	化	X
提	' ',	nes.
ш	77.	會は、
Щ	及	14
0)	び再	
あ	+13.	/\
出のあつ	闸	13
+-	俊	
た議	開後の議	4.
핹	議	Л
案	事の	H
	Ø	17
	經	八月二十八日開會、
	過	
	(3;	九月
	大	Ъj
	過は大略	ĮΨ
	<u></u>	H
	計	閉
	Ď	(m)
	ぎのと	1
	45	17
	'n	たった。
	おりで	
	な	本議會に
	ある。	14
	<u>ි</u>	智
	-	I.C

提出月日 番號

伴

省

議事經過

八二八

昭和二十七年度北海道費歲入歲出追加更正独算

原案可決

 π i.

内

八

昭和二十七年度北海道有林野事業貴茂入茂出追加預算

昭和二十七年度北海道自轉車競技費歲入歲出追加殺第

昭和二十七年度北海道病院背護入歲出追加預算 算。四和二十七年度北海道醫科大學貴樣入歲出追加更正贊 昭和二十七年度北海道林蓬物檢查費歲入歲出追加預算 昭和二十七年度北海道水產物檢查費養人歲出追加預算 昭和二十七年度北海道農産物檢查費歲入歲出追加豫第

九

大型漁船機關換裝資金貸付の件

北海道放送株式會社に對する出資の件

北海道建設業信用保證株式會社に對する出資の件

'n	y	ŋ	<i>y</i>	"	<i>y</i>	<i>"</i>	<i>y</i>	<i>"</i>	g	<i>"</i>	'n	y	y	y	"	"	<i>"</i>	"	"	ŋ	ŋ	ŋ
<u>≡</u> :fi.	三四四	Ξ	=	Ξ	$\bar{\bar{o}}$	二九	六	<u> </u>	二六	三	1/4	Ξ	=	<u> </u>	<u>=</u>	九	八八	 	一 大	Б .	<u> </u>	Ξ
工事請負の契約に關する件	道有財産譲興の契約の締結に關する件	財産取得に關する件	財産収得に關する件	件・推進委託衛生試験峰例の一部を改正する條例制定の北海道委託衛生試験峰例の一部を改正する條例制定の	の件 北海道家畜保健商生所條例の一部を改正する條例制定	條例の一部を改正する條例制定の	北海道宅地建物取引業者登蘇手敷料條例制定の件	人口姙娠中絶審查手敷料條例を廢止する條例制定の件	北海道受胎調節認定請智受調手數料條例制定の件	件風俗營業取締法施行條例の一部を改正する條例制定の	北海道夏季大學請座手敷料條例制定の件	制定の件 ・ お は の の 一 部 を 改 正 す る 係 例 の 一 部 を み し に の に る 。 に る 。 に る 。 る 。 に る 。 に る 。 に 。 る 。 る 。 る 。 る 。 る 。 る 。 る 。 る 。 る 。 る 。 る 。 。 る 。 る 。 る 。 る 。 る 。 る 。 る 。 る 。 る 。 る 。 る 。 る 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。	定の件の発音を発音を行っている。これでは一般道優生保護審査である委員の報酬及び費	關する條例の一部を改正する條票管理者等の報酬額及び費用辨	時間及び休暇に歸する條例制定の町村立學校職員給與負擔法に規定	件単模職員の勤務時間及び休暇	に明日	分海)道	脚定の件 北海道磯員に對する退職手當の臨時措置に關する條例	件 ・ 推道職員の勤務時間及び休暇等に關する條例制定の ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	員の給與に關する條例制定の	北海道部設置條例制定の件
"	同意可決	ŋ	ŋ	y	"	"	ņ	ŋ	<i>!!</i>	ŋ	ŋ	"	ŋ	y	"	n	"	"	"	IJ	y	y

					會																
九四四	提出月日	意見案	.九四	提出月日	麟		ŋ	<i>y</i>	n	ŋ	ŋ	ŋ	"	九二	."	ŋ	"	n	ŋ	y	ŋ.
	番號	≯ ₹	_	带號	負 か	五.	Б. О	四九	四八	四七	四六	四 五.	[일 [일	四三	рч ==	<u> 74</u>	[<u>'</u>	三九	三八	三七	三六
上げに闘する意見書 北海道別體營灌漑排水事業溜池工事に對する補助率引	作		正する條例制定の件 北海道議會常任委員會及び特別委員會條例の一部を改	作	ら提出あつた議案及び意見案	工事請負の契約に關する件	電氣設備資金貸付の件	昭和二十七年度北海道費歲入歲出追加預算	工事請負の契約に關する件	工事請負の契約に關する件	工事請負の契約に關する件	工事請負の契約に關する件	北海道農産物檢查條例の一部を改正する條例制定の件	昭和二十七年度北海道費歲入歲出追加預算。	北海道立保健婦學院條例制定の件	公安委員會委員選任につき同意を求める件	報道のにその支給條例の一部開放外に長り記書外記書の支給條例の一部	別部は日内夏女が創出内憂り合き項を振興計造の策定に闘する件	する件常呂郡置戸町と同郡訓子府町との境界の一部變更に關	上川郡上川村を町とするの件	物件購入契約の締結に關する件
原案可決	議事經過		原先。	議事經過		同九 意四 決	'n	原案可決	"	ŋ	n	同意可決	"	'n	原案可決	原來同意		原案可決	<i>"</i>	原秦可失一	"

議

四

鐵道貨物運賃に關する意見書

北海道の保育所に

對する多期煖房用燃料費の交付に關

| 戦傷病者

戦後者遺族等接護法

改正措置に

闘する意見書

事 の 經 渦

b, 質疑に入つたがまず新川議員(等)より農地、 り行政機構改革と人事異動、 後三時三十七分一 時間の延長) 教育問題, 革と人事行政、 て質疑を終り、 一號乃至第三十六號第三十九號、 委員會委員長の答辯あつて、 の見透し、 0 九月一日、 川議員は駐留軍接收用地の件に對しては、 失業對策、 知事、 教育豫算、 午後 次に桑野議員(自)より總合開發と人口問題行政機構改 地. 旦休憩、午後四時再開、 方自治の確立等について質疑、 教育委員會教育次長、 職員の給與條例、 時四十分開議、 教育長の退任問題等について質疑、 農業試驗機關の定員問題、 午後四時五十九分散會。 第四十號及び第四十二號を議題に供し 諸般 道路橋梁等について質疑 人事委員會委員長より答辯あ 質疑續行糸川議員(協同)よ Ø 報告の 開新地の接收及び補償、 後刻文書回答を要求 知事の答辯 あつて、 產米供出, 程 知事及び教 一議案第 (豫め 道財 4

異議なくそのことに決し、 ので、 定した。 に付託 行について發言、 について諮りそのことに決した。ついで坂東(浩)議員(公)は議事進 議長は通告の質疑は昨日をもつて終了した旨を述べ質疑終結とすること 號乃至第三十六號第三十九號、 〇九月二日、 せら この際定數十五名よりなる、 れたい旨の動議を提出、 午後一時十二分開議、 日程第一の議題についてはなお慎重なる審査を要する 引續き委員の選任について諮り次のように決 第四十號及び第四十二號を議題に供し 賛成あつて動議成立、 議案審査特別委員會を設置し、 諸般の報告の後、 1:1 これを諮つて 程第 議案第 ح 11ء

郥 金澤藤吉 社) 桑野秀次郎 (自) 糸川章夫 (自) 長澤信廣 (自) 道下美作 (協同) 三室光雄(自) (道政) 新川輝隆 (勞) 本多吉江(改) (自) 太田益夫(社) 齋藤正志(協同) (改) 西田正一(改)沖野政雄 (空 安達德太 榊原啓量 旭佳

議案審査特別委員會に付託した。 ついで議案第一號乃至第三十六號第三十九號第四十號及び第四十二號 を

說明聽取後、 次に旨程に追加、 本集はいずれも議案審査特別委員會に付託するととに 議案第四十三號乃至第五十一 午後一時二十三分散會。 號を議題に 供 Ļ 知 0 事

いて諮りそのことに決し、

案審査特別委員會における議案審査はなお和當時間を要するので、 て諮り、 を明四日まで一日間延長し、 〇九月三日、 そのことに決し午後二時四十九分散會。 午後二時四十七分開議諸般の報告の後、 本日の議事はこの程度に止めることについ 井川副議長、 會期 議

事進行の都合上休憩を宜した。午後十時三十分再開。 教育委員一 0 九月四日、午後二時五十七分開議、 名補欠選舉を行う旨を述べ投票を行い、 時間を延長諸般の報告の後、 開票立會人を指名 井川副議長日程第 議

有効投票 六十二点

無効投票

糸川章夫 三十四票

白票一票

武田治作 --八票

であ 糸川章夫君當選の旨を宣告した。

十四號乃至第三十六號、 四十二號乃至帝五十一號を議題に供し、道下議案審査特別委員會委員長 (改)よりその審査の經過及び結果について報告、 次に日程第二議案第一號乃至第三十六號、 その他は原案可決とすることについて諮り異議なくそのことに 第十七號及び第十八號は、 第四十五號乃至第四十八號及び第五十一號は同 希望條件付原案可決、 第三十九號 委員長報告どおり議 第四十號 議案第三 弟

決した。

次に日

會 決

可决、 の趣旨辯明あつて原案可決。 題に供し、 定 〔協同〕の趣旨辯明あつて原案可決、次に意見案第二號及び第三號を議 のとおり決することについて諮り、 次に日程に追加、 次に意見案第四號を議題に供し、 程第三請願陳情審査の件を議題に供し本件はいずれも委員 提案者本多民生委員長(改)の趣旨辯明あつていずれも原案 意見案第一號を議題に供 異議なくそのことに決した。 提案者朝日商工副委員長(改) l, 提案者宮北開拓委員長

そのことに決した。 次に會議案第一號を議題に供し本案の原案可決について 許り 異議なく

時二十五分別會を宣した。 以上をもつて付議案件の全部を議了した旨を述べ井川 副議長午後十

議案審查特別委員會委員長報

號、第四十二號乃至第五十一號の四十八案件でありまして、これが審査のため去る二 ける密議の經過及び結果の概要について御報告申し上げます。 に審議を開始いたした次第であります。 日委員會が設置せられまするや、直ちに委員會を開催正副委員長の互選を行うととも 私は過般設置せられました議案審査特別委員會の委員長として、 本委員會に付託されました条件は、議案第一號乃至第三十六號第三十九號、 ここに委員會に '第四十

部設置條例並びに給與條例等の重要条件が包含せられており、諸般の情勢からすみや る敬意を表する次第であります。 ありまして、 に結論を得べく一昨二日及び昨三日の二日間に亘り連日深更まで容譲いたした次第で 本委員會に付託されました案件の内容は、本年度普通及び特別各會計追加更正豫幕 この問委員各位の絶大なる御努力と御熱意に對しましてはこの際深甚な

所管、第三に土木部、水産部、建築部、林務部、 審議を行つた次第でありまして、 總務部、教育委員會所管、第二に衞生部、商工部、 員の給與及び勤務關係條例を審議し、その他の案件については、これをさらに第一に まず審議の方法といたしましては、 昨三日深更漸く御手許に配付の報告書の通り結論を 最初に職案第十三號乃至第二十號の部設置、 開拓部所管に三分し、それぞれ順次 經濟部、民生部、

得るに至つたのであります。

問題、給與ベース改訂と人事委員會の意見、公務災害補償に關する地方公務員法第四 慎重なる密議が行われたのであります。 般職員及び教職員の給與、勤務條件等の諸問題に關しあらゆる角度より質疑が行われ 員の勤務時間を規制する人事委員會の方針、行政整理の見透しと退職手當の問題等一 題、石炭手當增額の問題、醫師等の特殊技能者の待遇改善と充足の問題、 の處遇と待遇の公平並びに僻地職員の充足に關する問題、職員の厚生福利に關する問 した根據、勤務地手當と物殊勤務手當、なかんすく僻陬地手當に關連し、僻地勤務者 るに反し、教職員については人事委員會が教育委員會と協議しなければならぬと規定 る一般職員と教職員の規定方法において一般職員については人事委員會のみで定め得 級と職階制との關係、有價物の給與と給與控除の關係、職務の級を定める場合におけ おける有給休暇、休職等による給與の減額の問題、長期欠勤者等の昇給の問題職務の 十五條と給與條例との關係、勤務時間及び休暇等に關する條例と給與條例との關係に 規則で定めるがごとく、廣範に人事委員會規則に委任してある點に歸する法的見解の となつておるにかかわらず各給與條例において、たとえば給料の支給日を人事委員會 條との關係において、給與の支給方法及び支給條件に關する事項が條例で定める事項 でありますが、なかんずく蔬案第十四號乃至第二十號の一般職員及び教職員に對する 員會の風俗營業許可方針と教育上に及ぼす影響との關係、國民健康保險組合再建のた いわゆる頭打ちの枠外昇給に關し、人事委員會の定める基準の適用に關する問題、 れたのでありまして、その主なるものをあげますたらば、まず地方公務員法第二十五 給與條例、勤務時間及び休暇等に關する條例等につきましては、最も論議が集中せら めの保健婦設置補助增額の問題等議案に闊連せる重要問題について論議が行われたの 曾社出資金の性格と會社運營の方針、風俗營業取締法施行條例の改正に關し、公安委 機械質與事業の施行の適正化、道立公園の基礎調査促進、北海道建設業信用保證株式 町村轉貨融資に對する方針、競輪特別質計繰入金の使途と庶民住宅建設資金との關係 後のありかた、市町村の電氣事業に對する轉貨融資の方針と災害等の場合における市 正地方自治決施行に伴い副知率定敗條例の改正の要否、新生活建設協議會の性格と今 - 今本委員會審議の經過を廻り、論議されました諸點について、その主なるものを申 し上げますならば、部設置條例における分掌事項の規定と漁港の主管部との関係、改 特別昇給と 職

の際、本條例を制定しても何等現行の給與制度に比し職員の利益となる點がないばかしかして本件給與條例審議の過程において當初數點について質疑が行われたばかり

けたたく、本道のごとき農域、かつ僻陬地を簡所に有する特殊事情下經濟情勢の變動りでなく、本道のごとき農域、かつ僻陬地を簡所に有する特殊事情下經濟情勢の變動りでなく、本道のごとき農域、かつ僻陬地を簡所に有する特殊事情下經濟情勢の變明係例議決の希望條件とし、多數を以つて原案の通り可決いたしたのであります。 して、この動議は否決されたのでありまして、現段階において本件給與なます地域給については、一時これを保留し、質疑を繼續したうえでその採否を決すべきであるとし質疑が續行されたのであります。しかして質疑終結の結果右動議の根本をであるとし質疑が續行されたのであります。しかして質疑終結の結果右動議の根本をであるとし質疑が續行されたのであります。しかして質疑終結の結果右動議の根本をであるとし質疑が續行されたのであります。しかして質疑終結の結果右動議の根本をであるとし質疑が續行されたのであります。しかして質疑を踏ったの中央において、方質情報の必要を認められる現在、本給與條例はかかる諸點について本件給與條例は次の諸點について執行機関の格別の努力を要請することとして、これを本件給與條例は次の諸點について執行機関の格別の努力を要請することとして、これを本件給與係例。 は作い、常然勤務地手當と僻敗地手當との関連において地域給の支持において本件給與係例は次の諸點について執行機関の格別の努力を要請することとして、これを本件給與係例は次の清明が表示といる。

二、石炭手當については人事委員會の報告及び意見もあり、今後增額の措置を考慮べき要因を生じておるので早急に改訂措置をとられたい。一、職員の給與水準については、人事委員會の意見書でも明かなように增額改訂す

四、勤務地手當については現在の經濟情勢に即應しない點が多々あると認められるし、僻陬地勤務の職員に對する給與を適正ならしめるよう配慮されたい。三、僻陬地手當については政府職員の特殊勤務手當に關する政令敢正と同時に適用するとともにこれに對する免费の折衝を强力に行われたい。

のでこれが改正措置を早急に講ぜられるよう努力されたい。

十二號、第四十四號の手敷料その他の條例の制定及び改正、第三十九號の農業振興計で特別職の報酬及び背用辨償條例の制定及び改正、第二十三號乃至第三十一號、第四次に譲来第一號乃至第十一號、第四十三號第四十九號及び第四十號の非常勁及特別會計並びにこれに附帶する案件、第二十一號、第二十二號及び第四十號の一般會計及び少數意見が保留せられたのであります。

適當と認めおのおの原案可決とし、また第三十四號乃至第三十六號、第四十五號乃至畫の策定、第三十二號及び第三十三號の財產取得等の諸案件については何れも原案を

第四十八號及び第五十一號の工事請負及び物件購入契約並びに財産譲渡に關する議案 についてはおのおの原案を適當と認め、それぞれ同意可決に決した次第であります。 を終ります。 以上本委員會に付託の各案件に對する審査の經過及び結果の概要を申上げ私の報告

愈見案第一號

開拓委員長 宮北三七郎君提出

る補 北海道團體營かんがい排水事業溜池工事に對す 助率引上げに闘する意見書

に引上げられたい。 北海道團體營かんがい排水事業の溜池工事に對する國庫補助率四割五分を五割五分

勞力の提供のみを以つては經費の輕減を闘ることは不可能であり、ために、本工事に 適しないため、提繁期においても工事を進行しなければならない状態であつて、自家 工事内容においても高度の技術を必要とし、且つ、冬期積雪期間中は、工事の施行に 引下げられたのである。然るに本道における溜池工事は揚水機同様その模様が大きく 右地方自治法第九十九條第二項の規定により提出する。 伴う負擔は、關係農家に重壓を加え、事業の進捗を著しく阻害している現況である。 補助により實施して來た處であるが、本年度より普通工事として四割五分の補助率に 依つて本工事に對しては、從來通り、五割五分以上の補助率とせられたいのである。 北海道團體營かんがい排水事業の溜池工事は從來特殊補助として、五割五分の國庫

北海道會議長 퇑 Ш 氽

吉

北海道開發廳長官人機 林 大 正 正 [] 各

意見案第二號

逦

に闘する意見書 北海道の保育所に對する多期煖房用燃料費交付

北海道の保育所に對する多期煖房用燃料費を交付せられるよう措置を講ぜられた

民生委員長 本多吉江君提出

可能の狀況にある。然るに國が交付する保育所に對する措置費には、この煖房燃料費 兒を預り保育の任に當る保育所においては、牛養の間炫房なくして本任務の遂行に不 經済の安定に一大寄興をなしつゝあるが、本道は多期寒冷の特殊事情下にあるため幼 近時本道においては、兒童福祉法に基く保育所が各地に設置さつ兒童の福祉と庶民

期焌房用燃料費の交付につき措置を講ぜられたいのである。 ひいては庶民經濟に與える影響も極めて甚大である。依つて本道の保育所に對する冬 が含まれぬため多期における保育所の運営は洵に困難なる實情にあつて、兒童福祉上

右地方自治法第九十九條第二項の規定により提出する。

北海道議會議長 蕂 Ш 氽 吉

自參衆大厚內 治嚴嚴_{減生} 應院院 長議議大

各 iII

意見案第三號

民生委員長 本多吉江君提出

戰傷病者戰役者遺族等援護法改正措置に關する

意見書

、戦傷病者職沒者遺族等接護法の精神に則り、その恩惠を普遍的に享受せしめるた め次のような改正措置を調ぜられたい。

、昭和二十一年勅令第六十八號により恩給法の停止又は制限を受けた職沒者遺族及 正なる調整を聞ること。 び傷痍者については同勅令を廢止し、恩給法を復活適用せしめ且現行接護法との適

一、職時災害により死沒し、又は傷痍を受けた軍闘及び軍闘とみなす者の遺族及び傷 改正すること。 **姨者に對する現行接護法の適用を恩給法による一般公務員の處遇と等しくなるよう**

(理由)

第一歩踏み出したことは、國民齋しく慶びに堪えないところであるが、本法を恩給法 **平和條約證効を契機として、職傷病者職沒者遺族等按護法の制定を見、遺族接護の**

及び國民的要望に添いえない實情にある 等に比較する場合、その處遇において尚著しい懸隔があり、 援護目的達成の法の 精神

置を講ぜられたいのである。 する恩給法の處遇に準じ所要の改正をなし、本法律の恩惠を普遍的に享受せしめる措 用し得るものについてはこれを行い、その他の場合については、夫々一般公務員に對 務員に等しい處遇をなすべきであり、これがためには援護法該管者中周給法を復活適 而してこれら遺族及び傷痍を受けた者に對しては國家補償の精神に基づき、 一般公

右地方自治法第九十九條第二項の規定により提出する。

北海道議會議長 旆 Ш 余 古

議議域生總院院 成職大大理 成職大大理 大工工 引揚援護廳長官 庈 [8] 官房長官 各

通

參案大厚內 長長国

意見案第四號

商工委員長 宮坂濤美雄君提出

鐡道貨物運賃に關する意見書

情にそうよう改訂せられたく、若しこれが早期に實施し得ない場合は、これらの物資 延長されたい。 につき本年九月三十日までを期限として實施されている鐵道貨物運賃特別割引期限を る運賃の割合が大なるため、他物資との均衡上、鐵道貨物運賃等級をこれら物資の實 わら工品、鮮魚介、炊事用陶器、學用品等の低級原材料及び生活必需品は價格に占め 木炭、石灰石、ドロマイト、石膏、土管、ヒユ - ム管、煉瓦、 建材プロツク

一、鐵道貨物運賃等級の改訂について

力の小さいと目される低級原材料品及び特別運賃割引を適用されている品目等につ **職後の日本經濟は價格、運賃負擔力、流通取引關係その他にはなはだしい變化を生** る貨物についてのみ部分的修正を行い、更に特別割引運賃等を決定されたのである のであるが、經濟情勢不安定なところからはなはだしく運賃等級の均衡を失してい じ、昭和二十五年度の運賃値上げの際、貨物等級についても根本的改正が望まれた いては充分勘案の上、貨物等級を改訂されるよう措置されたいのである。 が、この制度は暫定的なものであるので、本年十月以降については、現在運賃負擔

> 二、鐵道貨物運賃特別割引期限延長について 貨物運賃の等級改訂が木年十月以降箕施困難の場合、その改訂が行われるまで引綴 右地方自治法第九十九條第二項の規定により、意見書として提出する。 き鐵道貨物運賃特別削引制度を繼續する措置を講ぜられたいのである。 北海道議會議長 嵵 Ш

氽

討

北運日衆參建農通單大 海道城本 黃龍城有院院 強害有院院 強素強 大大業人大 經議道談談 大大業人大 長會總 議道議議 人下人人 震道議議 大 會總 長裁長長臣同日臣臣 各

M

常 任 委 員 會

議 會 運 쑬 委 員 會

〇九月一日、 Ø 十一時十二分一旦休憩、午後零時十三分再開して次のことを決定した。 四日には終了することとする。 有無及び會期の見透し等を議題として諮つたが、 客觀情勢の變化に伴い會期は九月三日までを目途とし、 午前十時五十分、 議長室において開議、 結論に至らず午前 ただちに代表質問 おそくも

保留他はなし)本日中に質問を終ることとする。

代表質問は、

勞農、

自山、

協同の順序で行い

(道

政

公正

は

應

者にお ることを付託 他に追加提案するものがあれば、 豫算特別委員會を設け、 いて取り進めること。 ۲ 委員の敗は十五名 これに豫算、 明日午前中に (自由五、 道の機構、 改進三、 提案す 給與 雕 、作例に闘 るよう 會 協同 理 -3-事

道政、

公正、

勞農各

一)とすることについて各黨議員會で

6

談すること。

午後五時二十五分散會。四分休憩、午後五時十分再開、自後の會議の運營について打合せ、四分休憩、午後五時十分再開、自後の會議の運營について打合せ、ついで本會議は、午後一時二十分開議のことに決して午後零時四十

開して次のことを決した。結論を得るに至らず、午前十一時二十分一旦休憩、午後零時十五分再について諮り、特別委員會の持ち方について、種々意見があつたが、の九月二日、午前十一時十五分議長室において開議、ただちに議案審査

散會。 次に本日の本會議を午後一時開議することを申合せて午後零時三十分 \mathbb{H} 程第二、 明三日の本會議は、 三號乃至第五十一 本日の本會議は議案審査特別委員會の設置、 議案審査の件、 號の知事提案説明、 午後一時開議、 日程第三請願、 日程第一教育委員選舉の件、 終つて議案の付託をする。 陳精審査の件とす つい で追加議案第四 る。

〇九月三日、 本會 午後二時三十七分散會 一時四十分開議、 見があつたが、 ΕĮT 譲は午後一時開會する日安で自後の委員會運營をするとととし、 の審議終了は困難とみられるので、會期延長について諮り、 午後二時三十分議長室において開議、 會別延長のみで散會すること、 應一日延長することに決し、 各般の 明四日の議運は正午 本日の本會議は午後 情勢か Ġ, 植丸 水

)九月四日、午後一時四十五分、議長室において開議、

開き、その結果を待つてからにするとと。、本日の日程第一、教育委員選舉については、各黨派代表者會議を

ないととな流認。二、日程第二の議案審査の件については、少數意見の報告及び討論

央定すること。 一、日程第三、諸願及び陳情審査の件については、委員會報告どおり

決定すること。

に上程即決すること。
五、なお會議案第一號につき山口局長から説明議案第十三號議決後、四、日程に追加して、意見案第一號乃至第四號を上程即決すること。

旦木真。 岩論が出ない場合は本會議を開議、時間延長のみを行うことを了承結論が出ない場合は本會議を開議、時間延長のみを行うことを了承年後二時四十分頃までに教育委員選舉について各黨派代表習會議の

一旦休憩。

午後五時十一分再

員と代られたいと述べて休憩。委員長は、採決以外に方法がないと思うので优理出席の委員は正委延長すべしとの意見對立、結論に至らず、午後五時五十四分、立原本委員會においても、今會期に決定すべしとの意見と次期會期まで、教育委員選擧について諮つたが、代表者會議は意見まとまらず、

午後九時三十六分再開

學は投票によることについて諮りそのことに決し、 べ 行うという方が多いので、 Ø 擧を行うべしとの動議を提出していた旭委員 **案審議その他旣に委員會審査濟の事項を先議して後に教育委員の選** 教育委員選舉について、 (協同) 意見を述べ、 一名開票立會人の選出を決定、 午後九時三十八分散會。 は本會閉解決の線を出し、また、本日の日程を變更 立原委員長より黨派の敷からみると教育委員選舉 次期會期 第一に、 ただちに本會議を開 まで延期の意見 教育委員選擧を行うこと及 (自) も動議撤 C なお各葉派より あ 議する旨 0 た棚川 して議 回 八び選 を述 同調 委員

總務委員會

委員長(自)より今議會に提案される追加案件の說明聽取及び付託請。〇九月二日、午前十一時四十分、第一委員室において開議、西田(信)

應答の 五. 十 ·六號 情 號を議題とし、 は の審査を行う旨を速べ、 保留に決 願 第二百十三號は採擇、 Ļ 午後零時十分散會。 一務部 長 0 說明 まず追加案件議案第四十三號乃至第 同第二百十四號及び陳情第二百 辘 取 桑野委員 (自) より 質疑

文教委員會

0 九月二日、 二十分散 .協同) は採擇同第二百五號及び陳情第二百十三號は保留に決し、 より付託詞 會 午後零時十五分、 陳情の審査を行う旨を述べ、 第一 委員室において開議、 請願第百 糸 Ш 午後零時 委 九十五 員

水産委員會

九月四日、 (陳情第二百十一號も採擇に決した。 陳情第二百六號、 より付託請願、 午前十一 第二百 Пij ĮЦ 陳精の審査を行う旨を述べ請願第二百 +-七號 Ti. 分、 は同趣旨につき一括議題とし、 第一委員室に お \mathcal{N} て開 議 松平委員 採擇に 四十九

あり、それぞれ答辯あつて午後零時五分散會。 又沖野委員(公)より北洋漁業に從事した漁夫の處遇について質疑が次に新川委員(勞)より本州機船底曳入會船についての對策について

民生委員會

Ó 關 次に本多委員長 九月二日、 慷 する件については意見案として、今議會に提出 號第二百三十四號、 Ø 審査に 案文起草を委員長一任に決した。 午後三時三十五分、 いり、 (改)より戦傷病者、 請願第百九十七號、 第二百三十五號は採擇に決した。 民生部長室にお 戰殁者遺族等援護法改 第二百三十五 て開 したいと諮り、 議 付託請 陳情第二 īE 措 一置同に 願 百

次に新川委員(傍)より保育所の各期燃料費措置方について中央に顕

〇九月四日、午後零時十分、第一委員室において開議、 ŀС ついて諮り異議なく案文起草 つき諮り、 及び本道の保育所に對する冬期燃料費変付に關する意見書案の おいて決定した戦傷病者戦歿者遺族等接護法改正措置に闘 の發言あり委員 異議なく草案の通り提案を決定、 長より本件についても今議會 を委員長一任 に決し、 午後零時二十分散會。 1 意見案として上提 去る二日 午後四時五分散 する意見 委員會 案文

应政委 員會

〇八月二十八日、 聽取、 附 體の意見は瀧川種羊場の土地は雕すべきでないということに一致 旨 いるようであるから、 て貰いたいという申し入れがあつたが、 農業委員會側より、 記 について話合いする旨を述べ、午後二時五十分散 について報告したい旨を述べ、その説明を求 ように善處されたい旨を要望して、午後四時三十分散會。 少することができないということを我々委員として碓認しているので、 强化をますます闘つていかなければならぬので、 **懇談したが結論に至らず、秋山副委員長(協同)よりともかく今後種羊場の** 秋山副委員長 (協同) 八月二十九日、午後三時十分經濟部長室において農政小委員、農業委員合 協議會を開き、 平野 午後二時、 調糖 **瀧川種羊場の土地買收問題について、議會側の意向を傳え** もう一度現地を調査して、しかるべき結 明日農業委員と會合を持つよう連絡 (社) 兩委員より意見あ より、 經濟部長室において農政小委員協 瀧川 種羊場の 一應との土地 種羊場の土地はこれ以上縮 b, 8 土地買 刊! 副委員 事者側 に對する 問 題 長より、 Ø K 議會を開 その趣 法的 を出 \cdot) つして その 朋 犬 見

今年の作 験場の定員 につい 問題に對して意見の開 , て報告が あつて午後 (一時十五 陳がなされた後、 分散會。 ||後課 £ I)

九月三日、 號 第二百三十九號、 は不採擇に決し、 協 は不採擇に、又陳情第二百四號第二百 第二百六號、 午前十 一 より付託請願、 第二百四十 午後零時十五分散會。 第二百十二號、 時三十分、 號 陳情の審査を行う旨を述べ請願第百 第三委員室に 第二百四十三號は採擇、 第二百三十三號、 Ŧī. 號は採擇、 おいて、 開 第二百三十四號 同 議 第二百十二 同第二百 秋 Ш 九十 蒯

生 委 員

Õ 九月三日、 第二百四十一 自 は保留に決し午後一時三十分散會。 より 第二百二十八號、 付託請願、 午後零時四十分、 號 第二百四十二號は採擇に及、 陳情の審査を行う旨を述べ、 第三委員室におい 第二百二十九號は採擇 て開議、 陳情第二百一號乃至第 請願弟百 同第二百三十 E rţ: 九十六號 委 且長

商 I 委 員

〇九月二日、 K 號 ついて は調査保留、 會。 より付託請 は總合的に檢討して意見案を提出 午後一 陳情第二百九號は採擇に決し、 時五十分、 願及び陳情審査を行う旨を述べ、 第三委員室において開 する ととて なお鐵道貨物運賃問 請願第二百三十二 議 朝日 午後二時 捌 委員

開 拓 委 員

Ô 第二百三十一號、 九月二日、 ---四號は保留・ より 付託 午後 請願、 時十五分、 陳情第二百三十二號は採擇に決した。 第二百三十六號、 陳情の審査を行う旨を述べ、 開拓部長室におい 第二百四十六號は採擇、 て開 請願第二百三十 なお陳情 宮北 委員長 第二

> 百三十二號 提出、 中央に强く要望することを決定して、午後 に開連 して、 榧 及討議の結果、本件に關し 時 ては、意見案とし 四十八 分散

員

て

〇九月二日、 延長について陳情を聽取午後四時四 果の報告あつて採擇に決した。 プ材炭礦用坑木の價格引下げ及び國有林産物の賣拂代金の延 第二百十六號は採擇に決 百 四十六號及び第百六十四號について路り岡林委員 より付託請願、 午後二時四十 陳情の審査を行う旨を述べ、 した。 تا 分、 次に北海道木村協會長外三名よりペル 林務部長室におい 次に前回調査保留になつていた、 十八分散會。 て開 制願第二百 議 (社)の 74 納 Ш T IL 委員 期 調 ~結 誾

土 木 季. 員

0 散會。 二號 趣 百十 擇、 年度機械整備費による整備現況について説明を聽取、 百十七號乃至第二百二十九號、 請願第百九十九號乃至第二百四號, 九月二日、 ついで土木部次長より公共工事の前拂金保證事業に關 百二十三號は保留 同第二百十五號, されたいと諮り異議なく了承、 γŊ 自)より去る七月二十五日天北地帶をおそつた豪雨水害狀況調 土木委員として、 同第百九十八號, 第二百二十五號乃至第二百二十七號、 北海道建設業信用保證 第二百十四號, 午後二時五分、 第二百十六號 は調査保留、 、同第二百二十號、第二百二十四號は不採擇に決し、 副委員長及び新保委員 第二百七號、 第二百十七號乃至第二百十九號、第二百二十 第一委員室において開議、 株式會社の概要、 第二百三十七號、 ついで付託請願、 第二百八號は調査保留、 第二百九號、 (公) が視察し 第二百三十三號は採擇、 同第二百二十一號、 及び昭和二十六、 第二百三十 第二百十 陳情の審 する法 午後二時五十分 rļa 牧副 たの 亦 陳情第二 委員 八號は採 の 立 で承認 作の いり、 第二 七兩 長 法 た

建 築 委 員

〇九月二日、 散會。 陳情第二百三十號はなお研究の要ありとし 午後三時、 诮 委員室において開議付託陳情 保留に決し、 午後三時十分 審査を行

特 别 委 員

查特 別委員

九 VI 委員長の五 月二 |条川 で審議の方法 選につ ()旅 午後二時四十三分、 1 いて諮り、 を決定した。 ついて諮り、 委員 議長室において開議、 各選より各 長には、 道下委員 一人の世話人を出し (改) まず 副委員長 一委員 長 副

合 午後五時二十分再開、 ŵ が開 せの結果、 會されている關係もあり、 本日より直ちに審議にいることに決したが、 付託議案のうち、 午後五時まで休憩を宣した。 本日は機構改革及び給與 各常任 (條例 一委員で打

を川 三室委員 等議案第十 Ø 勤 事 0 猞 員 務 狴 T 時 質疑 所管部について、 "間及び休暇等に關する條例につい 辨 三號乃至第二十號のみを審議することとし、 111 より新生活建設協議會事務局について、 に對する答辯を終つて、 1 應答あ ついて質疑あり ついで沖野委員 給呉條例中の昇給、 一旦休憩、 次に旭委員 て 午後六時五分再 (公) 勤務地手當、 昇給について、 より職員の給與條 (自) 給與 質疑にい より港 年末手 專門 る。

員

を 再開 述べ休憩を宜した。

閉 例

常

祁

れたい旨の動議があり、

だ検討

の余地

があるの

で、

總務委員會に

付託替の上

道下委員長

(**)**

る理由 方につ あつて、 て、 制 の質施 船員給料について教員の特 t IJ r b Ŋ だつ り地域給の不合理 K ic 午後九時十分散會。 だつ 9 ٦, 給與條 \searrow て 給料 いて、 7 桑野委員 勤 例中、 襴 Ø πŘ **基準** 務時間 知事 てつ 宿 舎の無料貸付に關連して義務居住 は道 逐 自 設置條 について、 V 7 の職員と相違する主なる點につ について質疑、 ĸJ. の場合と教育委員會との t 殊勤 例につ b 部設置 應保 特殊勤務手営の支給豫定額につ 務手営の増額について いて質疑、 應答あり、 條例 し質疑を續行する旨を述 万に關連 應答の 扱い 次に沖 し 山の場 T 質疑、 いて、 ic 陷 短别 合の 新川 委員 部 應答 職階 委員 扱 Ø Ø V 肵

O 號乃至第二十號について質疑頓 九月三日、 9 な b 且 醧 ょ うて について許つたが、 b 利厚生施設につい 出の給與ベー (自) より道立病院の醫師の待遇引上げについて、 łС 特別昇給について質疑、 0 いる動議 いて決められたい旨の發言あり、 午後零時、 スの意見書及び石炭手當の意見書につい (沖野委員提出 7 沖野委員 議長室に 特殊勤務地手営條例制定等につい 應答の後、 の給與條例 (公) 行 忘 いて開 新川委員 . Б 道下委員長 議、 と 引 を總務委員會に 質疑打切りの 孵 (勢) より H に對し本多 17 引續き議案第十三 (改) は質疑打切 三室委員 7 111 -ر 付託替 前に保留に 人事委員 (改) 金澤委 職員 (自) 審議 新 Ш

午後四 階まで保留する旨を告げ、 Ø 全議案について審査 より 增額 育委員 時 旭 に削新 五分再開, (自) つい 新 11 生活 會所管 委員より意見 7 巡 勯 娅 風 から質 委員長より沖野委員の動議について の概要について、 設協議會に對する変付金、 俗營業取締法施行條例の改正 を行う旨を述べ、 委員 次に議案第十三號乃至第二十號 疑にいる。 あり、 (道 政 委員長哲時休憩を宣 より新生活運動 沖野委員 三室委員 一括議題に供 (自) (公 1米學校協會北海田について、新田 より t に對する全道的 ĸJ; ます、 0 高 년 案件以 削論 新川委員 鸰 [11] 海道 髩. 放 總務 Ø 送 41

いて、 村に對 設備資金の支出に より 議題とし、 計からの繰入金の使途について、 する道の 保健婦設 |未部、 由 -委員 につ 質疑、 より道職員の する融資の考え方について、 0 脾 發言 置補助 長 水產部、 内容に 沖野委員 7 建築業信 (改) 應答 権に 衞生 と れ 10 9 部 こついて、 建築部、 こついて、 あつて一旦休憩、 0 て、 付託案件の全部を議題とし、 に開連 海外出 M 刑 商工部、 叉寄. 7 保證株式會社の性格及びと より これに關連して沖野委員 西田 機械貸與豫算について、 林務部及び開拓部所管に移り、 張旅費について質疑 して指林委員 經濟部、 消防水利施設補助の配分方法について、 E 沖野委員より道立公園の 午後八時十五分再開。 新川委員 (住) 委員 (改) 民生 (道 宅 (政) 部 買收につい (勞) まず沖野委員の動議を問 應答あつて、一 ょ より の會社に道が出資する 勞働部、 質疑、 より道營競輪特 b, 同會社の 公)より、災害町北見地方に電氣 て、 基礎調 新川 應答あり次に 農地部所管を 運 委員(勞) 旦 纱 休憩、 一番につ 一営に對 別會

海 道 會開 發審議

北 道 議 會開 發 審 議 會常 任委員

〇九月一 変について 昭 宅法制定促進について諮り、 Ħ -後零時 和二十八年度要望事項の説明 + Πī. 分 異議なくこ 第 委 員 $\mathcal{G}_{\underline{\mathbf{F}}}$ 扎 K を聽 を決 おいて開 収 L 牛 9 後一 Vで 蒔 胁 11 111 五分散 *#*5 長 貔 寒 合開 會 illi

U. に審査の結果はつぎのとおり 团 定例 道 一議會におい 7, 各常任 であ 委員 會に Ż ţι た. 請

願

随

情

证

請 願

000	100	100	107	106	1.05	104	番表文
200	199	198	197	196	195	194	號一書
事施行の件準地方費道東瓜幕芽室線道路改	地區改良繼續工事施行の件準地方費道中美生卸影停車町領	の件・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	國民健康保险振興對策の件	件		設置の件 脂振支軽管内に道立農業試験場	件
良工	秋報告	道昇格		成方の	[[1]-	支場	行
同	芽室町1	芽室町 7	連國民健	羅臼村長	四母小 郎教尊 外師水	二支	1545 1719
	長外一名	長外三名	體連合會北	技	一 名 長 鶴 等 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	名聲內町	顧
	3.7	1	海道		存 行 行 行	村會	者
同	间	耒	民 生 ———	生生	同	設	會委付 名員託
圃	採		[7]	间	同	採	結常 査
	擇					擇	果の

て動 例 次 坡 題

議

成立、

直ちにこの動議を採擇の結果起立多數をもつて

可

Ž

n

賛成あつ 決

第十七號及び第十八號の各給與條例には四點の希

點の希望條件を付して原案可決の動議を提出、

て議案第十

ИЦ

號

+

號乃至第三十六號、

第三十九號、

第四十

號

第四十二

一號乃至

號 九 付

比

-j:

原案可決と決

午後八

時二十五分散會。

を

て原案可

議案第一號乃至第十三號、

第十五號、

第十六

10 K 1 ځ

-C Ļ

沖野委員の動議は否決された。

(勞)

より議案第十四號、

第十

七

號及び第十八號の

給與

條

沖野委員の強言あつた後、

動議に賛成者の起立を求め、

起立少

ついては四 新川委員

200	199	198	197	196	195	194	番號
事施行の件事施行の件	地區改良繼續工事施行の件準地方費道中美生御影停事町線報告	の件と、一人の子の子の子の子の子の子の子の子の子の子の子の子の子の子の子の子の子の子の子	國民健康保险振興對策の件	件 解臼村隔離病舍建設に對し助成方の	小樽水産高等學校校舎改築の件	設置の件 瞻振支塵管内に道立農業試驗場支場	
同	芽室町長外一名	芽室町長外三名	連合團體連合會	羅臼村長	四郎外一名 明教師會會長鶴谷吉小樽水產高等學校交	長外二名階族支壓管內町村會	
同	闹	丰	民生	御生	同	農政	曾名
同	採			间	同	採	芾
	擇					撣	Ę

216	215	2 14	213	212	211	210	209	208	207	206	205	204	203	202	201
磯谷村に砂防治林の件	査施行方の件 羊蹄山麓治山事業促進のため緊急調	方の件 廣尾町を地域給の三級地として指定	石炭手當增額要望の件	希熱病預防對策費増額の件	道用地分割拂下要望の件・一の女子を持ている。	行の件 準地方費道千歳―由仁線改良工事施	の件地方費道千歳―支笏線改良工事施行	件。 作 歳 町 地 内 ママテ 川 改 修 工 事 施 行 の	町村道を地方費昇格の件	留萠管内水害緊急對策の件	町立芽室高等學校道立移管の件	臭工事施行の件準地方強道幕別芽室停車場線道路改	行の件 準地方費河川美生川改修繼續工事施	修工事施行の件準地方費河川帶廣川及び芽室川の改	し補助の件 「村道芽室市衝東一條側溝工事に對
磯谷村長外四名	進期成會長外三名 羊蹄山麓治山事業促	廣尾町長外十二名	組合協議會議長 北海道全官公廳勞働	會長會吳樂委員會字知連合	七工藤吉雄外十名岩内郡小澤村字ヤト	同	同	千歲町長外一名	安平村長外五名	長外一名留朋支廳管內町村會	同	同	同	同	芽室町長外一名
同	林務	同	總務	同	農政	同	同	同	土	農政	文教	同	同	- 同	未
同	採		同	採	不採擇	同	採			採		同	同	同	採
	撂			摼	攑	İ	擇			撣	<u>-</u>				樿

1														_	
232	231	230	229	228	227	226	225	224	223	222	221	220	219	218	217
タンニン企業再建に對し援助方の件	土壌存蝕防止事業促進の件	土壤侵蝕防止事業の促進について	水害復舊對策の件	、京極村所在鐵山線砂利道補修工事に	對し助成の件。京極村所在中野農場道路改良工事に	路に昇格の件 昭村道美唄逹布幌向間を準地方貴道	補助の件 町村道留壽都京極線補修工事に對し	し補助の件と補助の件が自治が追改良工事に對	施行の件準地方貴道東十一號線道路補修工事	事施行の件	費補助の件 村道青木線道路の改良工事に對し道	件が対道が利道補修工事に對し補助の	事に對し補助の件 樽岸村所在町村道中ノ川通線改良工	工事施行の件	を準地方費道昇格の件 天費村所在天費ー相影線(裏海外)
旭川市新宮町日本タ	富良野町長	會老土地改良促進協	整雷村長	同	京極村長	北村長	留壽都村長外二名	樽岸村長	同	同	岩見澤市長外一名	廣尾町長外一名	梅岸村長	泊村長	天賣村長外一名
商工	同	開新	间	詞	同	同	同	同	司	司。	同	同	闹	同	丰
	同	同	. 同	同	间	司·	同	同	同	闻	同	同	同	同	同

248	247	246	245	244	243	242	241	240	239	238	237	236	235	234	233
の件と、「大夕服ダム建設地區農業假倉庫設置	の件 大夕張ダム建設に伴う營農補償對策	斜里町畑地灌がい事業促進の件	町大曲線改良工事に對し補助の件町村道砂川町北三號道路及び歌志内	稚内沼川地區水害對策の件	件の沼川地區水害による營農對策の	上補助金交付の件 尻岸内村傳染病隔離病舎鋳設費に對	 作 	道立農業試験場の整備擴充の件	出水による農産關係被害對策の件	促進の件	幕別町上水道工事に對し補助の件	整金延納又は貸付の件	保健婦設置に對し道費補助の件	自作農創設維持資金融通額増額の件	農業倉庫建設補助金増額の件
	夕張市長外一名	斜里町長外一名	歌志內町長外一名	同。	稚內市長	尻岸内村長	豊富村長	連合會會長 北海道酪農協同組合	猿 拂村長	豊富村長外一名	幕別町長外一名	地改良區理事長空知郡北村幌太布土	多皆村長	 	指導連會長、四一
同	同	開拓	隶	開拓	農政	闹	節生	[i]	農政	þij	土 末	開拓	尺生	[ii]	農政
		司	採		[ii]	同	[6]	[7]	同	[7]		fil	同	同	採
!			操												擇

206	205	204	203	202	201	游表文 號 書	陳	257	256	255	254	253	252	250	249
水検長部部派出所懸舎所築の件	の件 二化螟蟲発防薬劑購入に對する補助	増額の件へ、一種熱病強防薬劑購入に對する補助金	補助の件	旭川市所在道立中島病院移殺方の件	上磯保健所戸井支所廢舎移轉新築の	f‡	情	網走保健所整備昇格の件	市街間)道背道路外格の件門村道十二線道路(止別市街―札鶴	の件馬鈴薯萎縮病並びに輪腐病防除對策	準地方費道昇格の件 町村道カルルスーペーケー久保内線	岩見澤市に勞災病院設置の件	創設の件の館市に北海道學塾大學四年制課程	補助の件 北海道大學水産學部整備擴充に對し	水檢根法華派出所履舎新築の件・
合組合長外三名 長萬部町漁業協同組	納內村長外十名	沼田町長	伊達町長	旭川市長	戶非議會議長外一名	陳情者		會長外十二名 網達保健所運營協議	小清水村長外一名	長外一名網走支廳管內町村會	幌別村長外四名	岩見澤市長外九名	名 西館市議會議長外一	整備擴充後接會長 北海道大學水產學部	同
水産	间	農政	同	同	衞生	回委付 名員託		額生	粜	農政	粜	勞働	同	總務	★ 水産
同	同	同	[17]	同	採	結審 查				•					採
					撰	果売		İ					1		擇

Ī	223	222	221	220	219	218	217	216	215	214	213	212	211	210	209	208	207
	方費道昇格の件・小樽顖谷間町村道伍助澤道路を準地	東工事に對する助成の件 前田村所在村道上梨野舞納中央線改	忍路 南島川隧道開さくの件	余別対所在村道川沼道路改修の件	海岸道路蒼工促進の件余別付神岬沼前より神黒内村に至る	東島較村所在\島港補修改良の件	東島牧村韓白港新設の件	創整理資施の件 札幌市北圓山地區を含む琴似土地區	小樽市所在平磯公園整備方の件	道に昇格の件	対 軽 町立太陽高等學校(定時側)道 14	借地)許可促進の件 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	河川内鮭鱒漁業許可反對の件	費補助の件 中川村市街地簡易水道施設に對し道	木炭の鐵道輸送賃に關する件	補助増額の件 新夕張二區保育所設置に對する道費	水検岩内派出所總舎新築の件
	鹽谷村長	前日村長	顯		余別村長	h	東島收村長外一名	七名 札幌市議會副議長外	[ii]	小樽市長	羽幌町長外一名	會社豊里鑛業所長	會進合會長 北海道鮭鰶保護協力	中川村長	理事長外八名	夕脹市長外一名	長外二名
	同	[13]	rid	间	同	Fil	[ii]	[ii]	[6]	粜	文教	農政	水産	北末	当五	生生	同
1		採		不採	同	同	採		-	採	-	同	同	[13]	同	同	<u></u>
	1	擇		採擇			擇			擇					}		1

(iii	241	240	239	238	237	236	235	234	233	232	231	230	229	228	227	226	225	224
考 審査の欄における学自は、未審査及	バルブ原木拂下方要望の件	坑木拂下價格引下方要望の件	國、道、大學林宣拂材價安定方質の件	に闘する件 関有林蓬物買掛代金延納期間の延長	市町村の行う満掲書業促進の作	音更付地區の地域給に隠する件	民間兒童福祉施設に對し補助の件	消防水利施設補助の件	補修工事に對し補助の件語都村所在町村道登旭野本線砂利道	事に對する助威の作・北海道團體營灌がい排水事業溜池工	農業倉庫建設補助金桁設の件	正方要早の件 北海道建築基準法施行條例の一部改	道立増毛病院に上水道敷設の件	増毛町に隔離病舎建築の件	東島牧村所在折川改修工事施行の伴	對し補助の件 町村道本目黒松内間道路補修工事に	入舸村日司港擴張工, 事施行の件	前追分間道路幅員擴張の件 地方費道譯都進嚴俗線中黑松內驛
未審査及び調査保留のものである	主子製紙工業株式會	支部長 日本石炭協會北海道	间	名 木材協會會長外十一	會參加市町村長第三回北海道清掃大	音更村長	社會福祉協議會會長	防禦長	器器	理 事長外四名	北海道指導連會長	協會會長 財關法人北海道消防	同	州毛町長外一名		東島牧村長外一名	入舸村長外一六名	游都町長
る。	铜	间	同	林務	衛生	開拓	[77]	足生	丰	開拓	農政	建築	同	衛生	同	同	粜	闹
						1 —	間	ii	间	採			间	间	同	同	採	不採擇
			<u> </u>							耀				_			擇	擇

北海道開發審議

〇九月四日、 昭和二十八年度豫算要求について 總理大臣官邸において、 總會開 催 次の事項を審議した。

北海道開渡事業費の一括審議に關する要望について

道東及び道北地區における火力發電所設置について

幾春別川及び十勝川糠平の電源開發に闘する建議について

てん菜生産振興臨時措置法案の建議について 寒地住宅に闘する小委員會設置について

りである。 ちなみに「昭和二十八年度北海道開發に關する概算要求額」 貨物運賃特別制引制度繼續要望建議について は次の 通

昭 和二十八年度北海道開發に關する概算要求額調

北	北	北	北	北	北	北	北	11:	幾	北	北	44
海	海	海		梅		旓	糖	梅	存	旜	海道開發事業に要する經費	
道	道郡	逍	逍	道	道	道土	逍	道	別川	道	關	
佳	证	涠	逍	水	捌	山地	Ш	砂	繼	河	11	
宅	計	it	路	产	Ħi	改	林	防	合開發	川等	彩に	
施	諶	41	2];	施	्रो।	足	2]\$	316	班發	31	要す	
製料	事業	業	業	议	業	事業	業	業	事業費	業	る 800・	項
費	費	費	費	費	費	零	費	費	養	費	覆	
												度昭
<u>=</u>		=	ナレ	프	Ħ.	Ą.	<u>_</u>			÷	ind	度昭 要二
臺	云	造	芸	買	北	뜻	蓋	\equiv	8	년. 일	蓝	十 十 初年
一、量、完	一充、当宝	差	九、五七、000	三	売	至	云	9	700,000	七、0七七、四0	門、鸡、黄	額年
-1-	-1.4) -1	_ /					_	,	前
			=			_				_	-	前年度豫算額
퓻	픗	咒	<u>=</u>	兲	崇	퐜	吾	四	Ŧ.	슬	蒼	強
元兴、 岩三	哥	贤少,000	二、〇元、公司	S,	海	芸	馬玉二玉	믈	H007000	1,751,760	10、20、10天	昇
=	0	0	_	0	=	人	-12	.0	0	0	75 11	
=		=	·Ŀ	==.	129	=				Э£	트	比較
二、四六、五三	Ξ	떮	맺	一、八是、四四	9	恶	公共1000	云	PG C	五二美、180	三、三二、盐三	抻
二五	₹	〇 古	7	114	=	=======================================	7	가 스	000,000	二二	二キャ	増 △減
===	Ŧī.	Ξ	玘	124		シレ	ĬΜ	ŏ	Ξ	õ	== 11	1 100

				Ξ											=:				
合計	北海道開發事業事務費		北海道開發略	1:1-	ヘリコプター購入費	交通 運輸 擴充計畫調查費	獅工業開發計畫調查費	計畫調査費	地下資源開發計畫調查費	地區總合開發計畫調查費	未利用漁場開發計畫調查費	農地開發計畫調查費	觉 源 開 簽 計畫調查費	北海道開發計畫費	する經費 ・北海道總合開發計畫調査に要	北海 道 開 發專業附帶事務費	北海道航路標識整備費	北海道水道施設費	北海道建設機械整備費
园、0天、云园	ニ1九、100	1、四十、0公中	画、 九九	一、七宝、云	吾、 奈	五、六九四				10711111	三一	三、原紫	光	元元 八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八				10%,000	一、完二、北大
二、宝六、轰	והורוה	 天八、一 三	五九五	六六六三三八	0	<u>.</u>	.0	0	八百00	0	m 000	E 100	1 =~ 000	110,000		一九七、四六二	九五、九一五	画画 ~ 000	四四六、七七〇
1014,104,114	一哭、华元	公二、九五	九、〇六六	1、0元、光10	三、	五、六九四	一一天	商二長	也, 公四	10711110	元、三六	一七、八九五	公、天 ₀	完充、沿八		野へに	美二 、 四八四	台,000	九四七、O二天

道北部七縣議會議長會

〇九月十一日より三川間、 新規財政需要に對する財源措置について 公職選舉法第八十九條(公務員の立候補制限) 岩手縣において開催、 つぎの議案を審議し の改正につい T た

草地農業振興について 農林漁業組合再建整備資金の融通制 農業協同組合の强化策質施について

度確 J7.

K

9

 \searrow 7

積雪寒冷地帯道路補修につい 7

道路橋梁補修費に對する國庫補助の繼續に 0 いて

地方の河川改修費及び災害復舊費の大巾増額について

災害土木工事の早期復售について

治水對策の促進について

地下資源調查事業費國庫補助並びに調査要員の養成について 機續上木事業等の機續費設定並びに地方債の承認方について

國有林野整備臨時措置法改正について 民有林の造林事業に對する國庫補助について

辻對策費の増額について

積寒法國庫補助率の増額について

積雪寒冷單作地帶農業振興事業について

自作農創設維持に要する金融制度の確立について

災害復善耕地事業の早期完成について 國有牧野の利用權設定の實施について

土地改良事業に對する農林漁業特別融資の大巾實施について

(興臨時措置法による地域指定について **急傾斜地帶農業振興臨時措置法並びに特殊**

土壌地帶災害防除及び

鐵道貨物運賃改訂等について

海外抑留同胞救出について

千島齒舞諸島の返還復歸について 國道路線を東北地方建設局作成要望室通り指定方について

全國都道府縣議長會參與會

〇九月十二日、 全國都道府縣議會職員(議事々務中心)研修會質施計畫について 東京都において開催、 次の事項を協議した。

恩給法の改正實施について

談事項) 定例調査事項について 速記講習を議長會事業とすることの可否について(次下二件は懇

國 際連合」についての資料

日本の國連加盟問

激し 提案國の米及びこれを支持する諸理事國十カ國と反對するソ連 否決された。 なつたが、 迪. い應酬を重ねた結果、 安全保障 د Ø Ÿ 311 連の一票は 事命の議題となつて 九月十八日の表決で、 なか ゆ る 拒 \bigvee 否権の發動と 70. H 本 賛成十 の國連 75 Ď, **票對反** 加 盟 11 ΓĦ 木 對 加 の間 票と 盟 付 U. 10

對五票 に含生れる十四カ國はつぎのと パキスタン) 乗權四票 お國連安 (米, ブラジル、 保 理事會は九月八 (英) r|1佛 おり H オ ラン チリー、 ッ C ある。 ij 連提 ١ ギリシア) 111 0) r コ)で否決したが、 -|-PЦ カ國 **賛成**二票 括加盟集 〇. 爽, され を 反

連個諸國 (五カ國)

歐側支持國(九カ國) ルバニア、 外モンゴ ル ブ 11, ガ ŋ ア n 1 マニア、 ハン 刌 ŋ 1

フィ 提案のヴェトナム、 (ソ連の拒否權) ミン政權)は贅成一県 永 ンランド、 六 1 ij イタリ 及びソ連提案のヴェト r. ア、 ラオス、 7 才 Ş 1 7}÷ カンボ ストリア、 n. 連 ۲ ガ 反對十票でいずれも否決され ジアの三國は贅成十票反對 ル ナム民主共和國 0 ェ いで十九 1 ル 듸 111 ル はフランス つか I, t 三点 1 た。 チ ţ.ı

國際連合の成立

九 九四三年 戦 後 る平 月 Ø 和機構について、 ÷ ス ゥ ヮ 角談で しあるが 初めて公式に方針を決 九 ĽŲ 五年 六月二十六 定し Ť H Q) 署名 财

> に効力を發し、 た國際連合憲章は、 國際連合は正式に誕生した。 所定の各國が批准書を寄託 L)た 同 年十 月二十

在の 加盟國は次の六十カ國である (註〇印 は後 かい Ġ 加 盟 7c. 國 E

あ

ĮΨ

〇アァ IJ 77 ンド、 フラ ンス、 ノン、 ン ド、 ヴ il IJ n 1 ッ ンビア、 /アイ, ナ ガ ィ 2 = ンド、 ij リベリア、 = フ ギリ カノ ス イリ カラグ ブ 4 ヴ ラ Ŋ 〇 イ シャ、 ス 1 **T**. ビ タリ ネ クワ ブ, ル ル ズエ T = ンドネシア、 クセ O E F カ :V 2]= ッ ラ, プテマ ליָז 1 N 12 ゼ ランド、 n 17 n +-ンブルグ、 0 ライナ、 ~ チ = JE. S ラ Î, 1 ジ ヾ イ ブ べ Ė イラ エーメ ベ ۲ 11 4}-才 ハイネ、 ン キスタ メキシコ、オランダ、ニ 南阿連邦、 **ウジアラビア、** チ シ 1 -サ -ァ ス ン, イラク、 ル = ŀ スロ ヾ 朩 17 カ ラ =2. アド ij 1 ンジュラス、 ナー ソ 連**、** パナマ、 ヅ ī ル 〇イスラ スラヴ ァ 〇スエー 丰 チ べ 英國、 n IJ JT., イア Z, チ ギ ラグ ュ | ァ 才 デ -デン、 イスラ ピア、 ル ンマー rþi アイ : ! 國

國際連合の機構

(1) 主要機 關 Ħ いに獨立 の機闘で次の六 つである。

經濟 社會理事 信託統治 安全保障理事

事

會

國際司法裁判所

(2) 補助機關は主要機關が、 その下部機構として設け たも $\langle \sigma \rangle$ ·C あ 靠

安保理事 10 重要なものは 會理 會 の下に 事 會の下にあ あ 總會の下にある、 る、 軍事參謀委員 る、 人權委員會等である。 中間委員會 會 原子力委員會、 (小總會) 軍 縮委員

會

(3) 卞 スコ 機關は經濟社會理事會の管掌する專門的事項を處理するため、 約江 機關 より設立された機關で、 いう のがとれ である。 國際勞働機關 (I L O)

17

18

囲

綤

庙

9

兹

粧

区

0 て既 7 N

2 (1) 米园 總會は 安全保障理事會は五常任理事國 と總會で二年の任期で選舉される非常任 一秋に通 常納 會 理事國(現在中國、必要に應じて特別 フラ 理事國六カ國 會が 開 ス、 ħ, ソ連, 11. で構 3 英國 烕

議長は 問題が審議されるときは ABC順 に より、 一月 次順位に でとに交替する (なる) **但** し 利 害關 係 を有 4 る

る。

な 定に拒否權が認められている。 お安保理事會では、 極くわずかな手續事項を除 V7 殆んどす べ T Ø

(3) 經濟社會理事會は總會で三年の任 期で選舉される十 亢 カ 咸 C 構 版 Ż

北

(4) カ 國 信託統治理事會は精 である。 成す る ωV \Diamond 败 は _--定 して $\backslash \cap$ な $\backslash \cap$ が 現 在 は 十二二

(5) で、 國際司法裁 國籍 如何 判所 を問 kt; わず總會と安保理事會の双方で選擧される。 オランダ Ø 1 'n 17. おかれ、 その 裁判官は j-Ĵί.

4

(6) 長 の下に、 務局は 世界中 ニューヨーク市に新築された國連本部内に所在し、 の各國人約 四千五百名の 職員が働 ている。 15

四 國 際連合の治動

1 iC, 憲章が規定 加えて紛争 営事者双方の主張を妥協させる平和的解決方法と、 合 を抑壓する强制的解決方法とがある。 する國際的平和維持の方法には、國際紛爭が起つ第一の目的は、國際平和及び安全の維持である。 侵略國に たとき 國際連 制裁

2 關 Ø と称する獨立の國際機構を設けている。 に最も重要なことであり、 次に第二の目 文化 的 教育的、 門的は、 國際協力、 叉は技術的協力が、 國際連合はそ 特に平素各國間における經濟 Ø 外廓機闘として、 戦争の根本原因を除く 專門 的 欆 た 沚

類福 融の 根本は 法基本的 人權 Ø 焪 11 C あ b として、

> 九四八年十二月十日、 人權委員會を設置し、 際東上畫期的大文字で一種の、 ح 第三回國連總會で採擇された。 の委員會で起草した「世界人權 「世界法」として認められてい との人權宣言は 宜 言しは、 る。

团

ガ 協 定)に闘する資料 ツト(關稅及び貿易に闘する

般

日本の「ガツト 加盟問

會で日本加盟問題が討議され れたため、 をもつて加盟各國 (一般協定三三條の規定により) が得られれば、 盟各國との間に闘 ガ ツト」に對する日本の加盟申込について、 十月二日 に問 からジュネーヴ 税交渉が開 合せ た結果、 る。 y) i れることになる。 ح 英國外二カ國 の線會で全加盟國の三分の二の賛成 (スイス) で開 ガツト 日本の加盟が認めら の反對があつて かれ る第 事務局 七 より 年次總 挺否さ

カ ٠., ۲ 加 盟 國

「一般協定」 Vt. 九 ĮЩ 八 年 て發効、 現 Æ 次の 三十 ĮЩ 力 6 りぶ 締 gV 논 75

つている。

Ť ル 1 7 1 F, ギリ スト ŀ 南四十 1 Ź ラ 1 カ ij ンドネ \sim ゔ、 ァ デ ジランド、 メ ηij チ ア、 1) 獨 IJ 1 7, カ 1. ス ス ウ 1 丰 1-1 ンラ ij <u>:r</u> カ Ŋ · ラ ŋ 1 1 ンド、 デ " べ、 ブ べ 7 IJ チ n フラ ギ ŀ べ ル 1 ŋ 1 ツ =, ア、 = ル か ス, ス ブ ラ П 南 ル π. ジル、 ヴ 7 ク # フ IJ ァ -t IJ 丰 パ キスタ ピ カ ル ル 亚 ンマー 合王 1 ン, ォ チ、 カ

今までに行われた關稅交渉

BA **。一般交渉** Ü ル 24 ·Li 年 ネー ヴ K. おい て 行 d #L 0 V ~C _. 九 74 九

た。 ワ 年 4 10 江 7 又 \$ 韓 ヌシー 國 1 及 及 Œ ラ び フ 1-1 \mathcal{L} ij ろ ッ ケ ピンは 1 交渉 九 Ŧī. K 参加して 华 ì ケ 12 1 ٢ 翻 1 税交渉に \sim ヶ る。 1 7 多加 ギ IJ 3 で 行 N ゎ ゕ N.

四 ガ 'n ۲ の 成 果

的 る義務 く 輸 *اح* 灦 制制 かい . 6 な Ø 生: Ь 泥 間 ずる締約國 題 炌 0) Ų /ነኝ んれ 三つ 施 以 丽 あ ~C. 來 る。 あ の紛 る。 縮 ①關稅引 事 約 Ó 國 解 14 決 753 取 3 げ 扱)國際收 Ø <u>()</u> た た හි 種 支擁護の O K 交涉、 Ø 間 μġ **②** 協 た Ø 80 5 Ø 定 t, 數量 K ょ

五 關 稅 及び貿易に關 する一 般 協 定」の規定の

を付與 す つ、 る。 要 部 般 分 協定 國 を D 政府間 かくし て は、 łζ $^{\sim}$ M る。 = 合 邾 部 意され V そ 7 1 原 n 分 は、 削と た N 一稅率 7 して 政府が S る。 が最大限 無差別的 相互. 最 初の 気のもの に交渉 10 謯 カ として 用 條 Ĺ た關 さ より 九 稅讓 る こ 尊 な 守され、 る とを 許 1 保證 生 部 命 且 は

餱 #L 女に變更 Ø 깘 協 法 定 Hif を **は**. Ø 加 ح 浦 えら 餱 部 れな た [器] 垣 10 拘 いという拘束を受諾し Ļ 原東さ 縮 約國 扒 妲 は へに締 絕 約 對的 國の一 た。 拘 東 致 Ø す 合 な 意なくし ゎ ち, そ -C れし だ 15.

手續等 用に る 定 る。 で iC 限 暫定 により 協定し 税引 礼 ま 基 ic で 的 又 は ょ V の第二部 初 C 適 ij 14 ٦, 用 **£**' 施 ゖ B C 用 行 Ø K IHI 縮 す 約 褟 z Ŀ 們 価が貿易 べき義務 約國は、 -3-北 0) 11 變更 る議 は、 な. <u>-</u>- \vee . よ う 定書及び諸 KC 「協定」の ح を負 より 一カ條を含み Ŀ. 保證 机 の他 6 って 岩 しくは Ø す Ø 統制、 規定を 規定に完全に いる。 政府 る こと **内國課稅、** を (第三條より 「協定」 特化 を以てその 協定 現存の 數量的 は を最 合致 に加入させた 諸議 新 法令と合致 主目 評 第 終的 Ĺ N'i 輸 な 入制 的 ---K ዾ ≡ 適 はする 腿 法 餱 一合を 用 通 7 Ø F 翻 採 \lor 寸

他

餱

項

は

他

Ø

羂

税又

は

課

金.

賦

課に

ょ

b,

關

稅

を

賦

ح む の修 る。 Æ. -}-ΪE る 協定し は、 た 11 0 を受諾 ここの部 Ĉ . の議 分は、 た國 縮 Ø 10 みを拘 約國の三分の二 法律案を提 東する。 出 するよう要求される Ø 司 意で修 IF. で きる Ø で

1-書及び加入議定書 [ii]第三部 [i:] 勯 様 作 (最後 充分に責 脫退、 Ø 十二力條 を負つて によつて、 の問題を より いる。 締約國は な 3 取扱つている。 ld; 「協定」 加入及び効 暫定的意 の第三部 カ 適 發 に開 用 生. に闘する議 縮 約 第 國 0

部

第

條 最惠國待遇

第

常 定

び手續 地 間 T 8 Ø V Ġ 條 を要求す 双方が は更に、 る れる關稅 協 に開 定 地 Ø 域 7 含ま るも Ø は、 べ 一定の期 基本 特 て 'nι 惠の様式に Ø \lor Ō 附 層書中 T 縮 ず で 的 約國 ħ. \vee あ 規 る。 Н 办 る。 定 での國 K 17 1 は 掲げられているが、 よる例外を列擧している。 現 對 ح に有効であり、 Ĺ に則えた Ø 縮 7 餱 約 は、 無 Į. 條 15 褟 11: 利 拉 にに與 稅 弑 W 且つ、 輸 えるべき旨規定 恩惠、 そ 出入に關 遇 れには を 引き續 特惠が實施 耳. 権又は È. 連 17 き有 權 L た 國 L 久 . 支拂及 ている 合う 及 施 劾 免 び風 と認 z 除 #U

第二條 で 莝 シ そ 杰 温よ 1 Ø 7c. あ 協定 偨 關稅 部分 各縮 は、 h す 1 した る ŗ 附 譲許 ネ 利 約 九 ヶ は 特惠 属關 b M 五 稅 E ľC 特 な 恵の る。 年 表 Ø 稅 他 稅 ない待遇を則 を所 總て 李 Ø O 表 を掲 初 維 第 綵 を 約國 崩 有 で交渉し 持 協 げて を第 10 して 部 は との は 定 公刊 えるべき旨要 V \vee 第 る。 た締 像に 最惠 る。 迎 3 RY 札 總 約 ţ 部 \mathcal{C} つて 活括し 税率 る 國 翩 對 Ø で は 稅 i 不 會議 認め してそ あろう。 現 ic 求 た闘税表 īij 在拘 翻 分 し協定 Z 0 Ď ß (i) 束 n V 쎎 た國 は 力 る。 部 __ ネ 表 を Ł 目 Ø た K 下 Ò 秕 7 -合 硰 稅 定 進 關稅 ô, ァ を 備 r 表 L ヌ は は た

される價額の決定の方法又は通貨換算の方 ょ 獨占の運営を通じて、 う意圖している。 풺 稅 表に規定し た譲許 法 の改 が毀損さ 訂 10 ょ さ i) れること 若 しく

内國の課稅及び規則に關する内國民待

るもの 覚則及び 敗量規則で、 有利な待遇を受けることになり、 則にも適用され 7 うに 輸入品 いる。 配約國は、 を維持して 要件と特定の割合で産品 同 様の 若しくは内 内國稅及び他の內國課稅を、 特定數 はなら る。 原則は、 從 量を國内 ない。 つて輸入産品は、 國産品に對して適用してはならないことを認 國内販賣輸送又は分配に影響を及ぼす の供給源から供給 を使用することを要求する内國數量 締約國 内國原 國內產品 は、 產品 すべ 産 の使用 の同種産品 に保護を則 きことを要求 て開 する内様 え 法 律

第四 條 露出 映畫フィ ル L

執 關稅と同様に、 出 且つ、 一映畫フィ wに、修正者しくは除去のための交渉の目的となる。一定の要件に合致したものでなければならない。 右 ルムに關 する内國數量規則は、 上映時間割営の 右割 方式 當 を

第五條 通過の自

有に關する事情 要求される。 締約國は 船舶の國 他 籒 の締 iC 基 原産地叉は仕向地、 いて差別することなく、 約 100 の領 域 の又は 若しくは貨物又は輸送手段の所 領 域 通 から 過の自 0 輸送中の 由を與えること 竹 17 對

ダンピング防止 税及び相殺關稅

ることが 締約國 へえられ であ は た獎勵 って で きる。 歺 は ンピングを防止し又は相殺するため特殊の 金叉は補助金をこえない限り、 な ンピ ら 但 な Ļ V_o 肵 同様に、又は産品の生産又は輸川に對定の様式に從つて決定された價格差よ 防 1F. 稅又 は 相 關 稅 を課す 相殺關税を課すこと K 關稅 を賦 對し

> 約國團 又は補助金交付が自國産 の同意を要す 業に 損 (害を與 えた場合を除 \lor て、

は

七條 關稅上の評價

くべ ため新立法が必要と よつて「協定」を適用 を基礎としては 則を示したも 原則を質施することを約しているが、 きもの 、條は、 で 輸入産品が關稅を賦課され あ i) なら である。 なるのであれば評價の方法を變更する義務は ない。 υV. 一内原産品の價額又は している限り、 要するに評價 締約國 点は、 實行可能 締約國は、 るために評 暫定的 任意の 輸入商 適 な限り速や 別に翻 との原則 岩 品 價 石しくは 實 する議定 る を實施 かい 價 な日 する 割に 價額 な ıT 右

第八條

る間 數量的制限、 7 締約國は、實行可能な少し、簡易化する必要を 課せら 接的保護になつては 及び輸入若 締約國は、 れるもの 許可、 しくは 關 雅以 が提供され 爲替管理等の事 を承認する。 外 たたら /13 Ø 1 手 |敷料 ないことを承認する。 對する課税となつたり、 た役務の費用に限定されるべきで 及 項 び課金で に開 す る手續 輸入若しくは 及び所 さらに領 國 内 ΙĖ 事 ĬΗ に對す 簱 あるこ ł۲ を減

第九條 從り措置を執るよう要望されている。 原産地表示

賃行可能な限り速やかな

H

IC

ح

N

等

Ø

原

則

及

標

1

本條は、表示の要件に關する最惠國條 項を含む Ь Ø) C あ

貿易規則の公表及び施行

公平な方法で質 速やかに 者しくは 品の評價、 調停的若し 輸入産品の販賣叉は配給に影響を及ぼす法 關稅率、 なければなら くは行政的裁判所 貿易又は支拂の振替の制 行為の連やかな檢討及び是正を目 ΙI V 縮約國 を設定 Ø, しなけ 貿易法院 腿 ればな に開 する を 的 律. として に且.

第

た Ø 三三の る禁止 111 例 外により 緞 般 他 定 公約は、 和 ō 政 3 琲 縮 th 情 園と , る。 icおけ 食 糧 Ø 稅 でる農水産品に 넯 RH 和 iC 適 又 用 は 要物 r 他 對する たいこ Ø 資 課 0 金 논 輸 不 以 足 入 を 外 側 を 約 Ø j 教う 限 如 な

國 家貿易取引 入制 及 び輸出 1 いて 棚 質施さ 限 既という しれる制 語は、 腿 を含 第十 Ţ ----餱 涥 至 第 -|-24 餱 を 通

含

條 國際收支を擁護するため Ó

汔 ときは、 語に願じ Ø 1 Ø) において、 の最も重要なものを含む。 本條は、 數量的制限の除去 るものを妨げることの **敷量の輸入で、** に輸入製 で漸 全廢しなければならない。 址 進的 制限 締 約國は、 この輸入を排除 に緩和し を行 制限の除去を求 うことが そ ないように Ø 修文に 狀 對 能が でき 外 财 B す さらに、 こている第 適用 明ら ήl Ł る 肞 かき ば 状 kit. 態と及び 40 īE. かにされて 常の 制 ح 槂 机 -j-伽 交易を阻 國際收 扎 跟 Ø B _ ばなら は 行 0) 條 慩 制 \lor Ø 支を 規則 を 限 る 商 害する 業上 な īΕ は 常と 定 K 護す 狀 對 0 1) ح 最 L 態 狀 す 小服しない と る る Ø 況 IC 改 たの例

Ø 0 핖 九 一六カ國 Ø 强 年 ĭC 制 主 16 C 性 腿 9 を適用し 質 Ø \lor Fj た締 條項 て締 他 の第五回會議で行 協議 説約國は一 に基 えて積 約國團 する必要を考慮 九 に執りうる是正 Ŧī. 及 づいて 極的 び 三十日以 と協議 チ 儿 播置 IJ 縮約國團と 疛 يخ から しなけ する の協議 を講す ゎ 内に協議し 措 れた Ħ -|-7 いる締約 制 12 月 協議 ることが 連合王 にばなら W は 及 Ø び [[]] を再 しなければ 他の ح ic ない 國はけ 行 檢討すると Ø 國とスター た。)また、 條項 締約 わ ķĻ 九 五 **(南ア** なら 10 M 自 基 0) 國 旣 いう リング 年 づ な そ フ Ø ic 縕 5 國際收 公 ic V Ø IJ 孙 川に與える影 圏際收支の困 たも 表 形 制 カ 望 ż ~G 地 <u>二</u>九 腿 は z Ø 域 を 扎 O 晋 九 た で eV. 他五 質 四

若 し本 餱 に基 づ < 制 腿 が 永 續 的 17 且. 0 廣 \sim 範 圍 に 澒 刑 さ

đι

Ø) る あ 艞 寸 除 な 0) 國內 主題 ح با 縮 芨 ろ 妲 す 去 0 する 5 或 糾 1 る た [際貿易 よう Ł 國 補 Ł 11 政 で 17 あ な Ø 策 た Ø 約 ば 利 廛 ح 縮 Ø 0 δ は 結 一の條 約國 tc. て を阻 盆 由 10 は 果と 條 他 そ 縮 10 で る。 約國 對 儬 10 17 項 Ø 害 の國際收 措置 基づ 要望 を含ん し -限 L 本條 る不 を撤 7 團 τ いて適 した を執り は S 輸 る 必 支 围 で は 夏安な担 入に Ø) Ļ 飵 M V る。 うる ح ず 船尖 均 Jii ŢŢ (である。 對 叉. して れ れ 衡 的 でする高 ح が 加 bi を は變更することを要 不 害を避けることについ がどう 起算 いる側 įι I) 均 回 は 衡 縮 復 從つ ż h 寸 度 約 **O** 限を不 例 #L を M 存 る Ø 需要 えば る際 審 て、 が 4: 必要につい 議す 不 す 統約國 雁 Ø を 炒 る 必 要なら 生. ᢔ Æ る 衡 ح 求 期 Ł -g= **(**) され は右 炒 7, 7 る 維 枞 ĭC ح 持 本 叨 ĬĬ. L 妥當 及 な め を る 原 5 0 (V) を承 る 直 因 び 討 起 政 かい G 議 を K な 他

+= 數量的 制限 0 無 差 别 適

砦

恵を排

 \lor

つつ

۲.

#L

5

Ø

败

策

饣

浬

覭

-,j-

ることを約

L

た

Ø

·C.

あ

る。

0 國 なれ る あ 禁止 ~ 胴 貿 ね る。 施 場合に 遄 Ŀ 易 ば 餱 友ら **か** を分 夫 配 V 0 目的 Ø 分す ず 代表 渥 祀 諸 制 #1 汯 S る -3 Ø は Ø 絈 腿 るこ 的 場 原 縮 約 kt, 19] 合 ∭ W 約 數 制 を守ら K Ŀ 加 限 す V 最 べて から の貿易を基 Ŋ, を 獲 を 的 Π 得 適 彻 の輸 ح な 標 + 11 Ø 队 の割営 るも 他 け J: 0) -Ļ ふた 入又 の國 Œ Įυ 礎 ば ري 施 営つ 月. 1-として行 は 広 1-は ïC ار 期 の貿易 す Ġ V٦ 最 べて 待 ٦--} な 惠 Ÿ ۲ z は N N が配料 Ø 12 Ø 待 わ Ø 締 特別 な 例 'n る 遇 分前 約 VŤ Ø, 亢 L 約 0) ても の要因 1 は、 υŽ 原 割 ij. 仗 10 ∭ 常 なら 0) 쉐 で を 當量 輸 ïC 及 ŧ ح 池 考 J. 13. る KC Дij V を供 許 腿 伽 慮 澒 10 る ij を ijſ 腅 Л 對

Ť 匹 差別 遇 原 則 0

腿 後 っるこ 適 Ø H 過 バ Į. 渡 を認め ナ 期 ~ 10 10 る 才 \$ ナ 5 補 H gi る シ 約 7 國 例 = \ر. *1*.3. 外 る。 的 飞 無 な より 奫 垄 取 約國 極と 뗆 規 待 律: Ø 遇 多くは Ø て、 ž れ 原 7 训 M 「協定」 察 S かい る Ġ 收 支機 定 řζ Ø 謎 記載 胍 フ; Ø カ た ナダ され 内 \otimes -C

規 圳 格 训 沈 より オ 1 ら逸 Ø プ ヴ 八年三月 (び振替 Ь 0 形 は 蛋 3 とし する 約 槪 質 南 Ø 的 ことが 對する - て --左 1 iτ Ė T. O 選 10 デ に現 他 餱 1-W 基 シ V おり 捌 17 價 Ø "Ç ٠<u>٠</u> ーブ 1 lきる。 だ行 裕在 締 限 基: V < と等 る。 することが 約 で 支排 いて適 つて 協 ιV Ð か L る。 捌 定 功 い効力 ラ わ ら V 限 即 15. **Ø** 用 *†c*: Ø Ø IJ し得 差别 輸 如. ち \bigvee 付 附 カ でき戦 入に 屋書 をもつ ح 屬 第 占 る經常的國際 的 iC O. 十四四 を 對 で 後の過渡期間、 適 揭 様式 條件 し は 用 け を制 餱 C 5 Ŧ. 支拂 縮 Ó と で #L 約國 無 下 し 限 た 差別 て、 5 取 で 3 ħ. は、 を 引 縮 る 待遇 迫 要 Ø 又 約 ح は國際 加 -j-他 た 國 Ø ネ は 輸 るのの簡素 る Ø IJ, ジ 入 0

n 計 41: な [ri] け T 九 NA. V Ħ. Ħ は る。 二年 國國 5 ば 4. か なら 餱 Z, 5 制 三月 73. **を**の 項 報 1 腿 7)3 75. Ø 月 際行 こ 計し 上り締約國 何 盐 協 σ Ŝ #L 1 1 間 第一回 たわ 差 办 10 iC 6 便宜 進 (T) IC 悲く 取械に #L 儙 Ø 報告書 上編 る協議のための手續規約 團 3 第十二條四 ĮĮ, と毎 措 入さ 置 悲いて執つた措置に 古は、 第十二條 年に協議することを を執る資格 れし 10 從つて檢討され 一九五〇年三月 に從つて を 持 っ てなされた前記の檢されていた一九五一 取 て 9 公表 榧 要 \lor V∩ は -j-T る るも され 作成 締 約 华 され 報告 0) 國 た。 とさ は 第

を

るた

. 35

10

原

Щ

712

. Б

逸

脫

できる。

第十 五條 爲 替 取

S

る。

业 5 植限 餱 烘 -ľC に属する 主とし 國 논 團 しを要求 败 は 1/2 俪 約 され 限 金 jul. 从 Ø 团 び貿易 T 權 占 $\sqrt{}$ 限 衂 る。 17 1-. 屫 胍 する為替 Ø 貨 他 基 Ø 金. 措 논 Ŀ Ø 置 の問 10 駲 0 係 題 V を 収 て 派 鈗 J. 扱 に締 0 あ た る 約 \$ 政國の

兪 یخ B 統 41 6 1 N がる 的 とき 及 X. M 他 は 備 Ø) 事質 締約國 に開 支叉 團 す Ø, *13*; る 外 -j-基 战 べて 為替 金 と協 Q) 取 認定 養 柩 良し、 Ø を受諾 基 題 金, を處 する 廽 てた -3-出 す る

> さ る

ンド 縮 す ネ することを要求 な為替制 る シアが 定し た 悲念 限及び 趣 協定 **(**) 通貨の 加盟國 1 され 爲替上 £ る。 b 規 安定に闘する で ない 律 EL され 在で 統約國 1 てい よつ は二締約 る。 俪 7. は 腿 W 基金 を課 さ 加 即 3 内ち、 る 盟 る M 特 ح 舠 水 占 ハ 為替 受講 1 が チ な 及 協 L \sim 定 た び ょ 1 を 논 5

第 六條 補 余

[vk] 金 火 て 111 変付 が本條 を増進 Ø V る締約國 利 得 を制 征 叉. し交 C 75 仗 害さ 記述 價格 限 へは輸 する可能性につい は され 礼 Ø 締約國 る場合には、 入を低減 何 た形 6 か W Ø Ø 補助 する iC 形 ili 式 補助金 告し 効果 て討議しなければ 金 iC を維 ょ たけ 7 Ø 支持 を変付 持 あ 11 する旨通 る ば 6 を含 なら している Ø を交 記 なら 告 な 補 付 V 助 締約 *ħ*. ź. Ъ で 國 又 あ L 他 - | -は 0 *(*,) Ø 維 て 締約 縮 持 助

第 + 七 條 國家貿易企業

긔 を防 本條 止することを目的としてい は 國家による購入及 び 販 する。 賣 丕 通 Ľ τ 生ず る 締 L.V 0 差 莂 待

0) 企 販 1 企業 業によ 質が、 V 10 各締約國 て IJ. 記 私. る購 鎲 述 は、は、 排他的若 鈩 L 的 た無 貿易業者 入及び販賣 **Ø** 國家 槌 何を持 差別 しく 企業を設立 待遇 Ø5 行う輸入及び輸出に影響の は特別 は、 てとに Ø 商業的考慮 原則に合致することを約 た權利 し若 なつ と 7 を興 に從 は維 えるとき つて行 持 Ù われ、 又 あ は、 東す る は 政 ح ź, 他 Ø 拼 -j: 購 Ø n Ø 措 入及 縮 か 力, 匿 かヽ Ø W る iC び 企

濟的發展 及び復興 に對する政 が府の 援 助

を獲 樹九 11 る 經 心濟的發展 することが 6 **W**: 展叉 ハバ あ ナ は 人は復興 一憲章の 餱 復 顚 できるの 汇 够 0 進 П 三章の 3 的 で K あ る t 7 餘項 る。 100 10 #L み は 差 一特定工 别 を含むが、 7m 1 特 的 か 保護措置 る 别 措置 Ó 業又は農 政 を課 府 右 援 一を課 iC -助 t 權 7 ġl を與 Ø 阳 權 は Ø 轳 腹 を興 謟 名 定 加 る 部門 盟 用 充 政 0 Æf

判 ょ る各種 さ χl の措 る。 他 規定 谣 つて行 暫定的な維持又は實施に .抵觸する セイロ かどう Д. 0 ν, その ź١.)措置が1 キ について і 1 對しその 収 心極られ 0 ハイチ及びイ 權限を與えた。 定 Ø 標 東又 準 iC ンド よっ は

て

定

1

+

久 で輸 かる 文 姐園 0) 1 6 修正することができる。 つている義務の 體と稱 つされ を援用した。本件に闘 Ċ şί つた發展により、 等價値の義務又は護許を停止することを認められている。 又は與える惧れのある あ とろ合衆國がとれらの規定に基づいて、 ねばならず、 入されているとき る。 ているのと同一 は せられる一 即ち 合衆國政 効果に また協議を行うも合意が成立しないときは、 同國は一九五〇年、 群の 府が互惠通商協定法によつて交渉し は、 円 つ 方針の Ŀ 7 b, 産品に關し興えた護許を停止する かかる措置に關する通告は、 る報告書は締約國團によつて公表された。 よう 開 締約國 稅 ある産品が國内生 「免責條項」 な |上の護許を含めて「協定」に基いて負 増加し は、 莪 一般に婦人用フエ た敗 務 である。 を停止し、 との措置を執つた唯一の 量 産者に重大な損害 で 及びその 31 縮約 若しく 情の豫 ルト帽子及び た: よう 協定 た 國 めこの は護 團 遉 今まで 被害國 二與 され 13 다 許を を肌 ic 餱 交 #

第二十條

欠 艾 へは分 定の Н ま 月 配但 に通商條約に現われた規定 は、 延期され 以前に廢止されることになつていたが、 し書に従うことを條件として供給が不足して 公衆道德、 は戦争に ることを妨 作う 公衆衛生、 けるも 價格統制、 Ō から **國寶等を保護する** で はない。 若しくは余剰在荷 なつてい これらの措置は、 る。 右 は一九 ijĨ ため いる iT 「協 Ø Ø 措置 Ħ. 整 産 定 理 品 24 年 M 0) Ø 九 五 不可 獲得 炶 如 月 き

第二十 安全保障に闘する例外

的 例外として第二十一條は次のごとく 規 定して V る。 即 ち

> 憲章に基く義務 反 Ø す で あ 利 なる締約國 提 の保護 に従う措置を執ることを妨げるもの 供 を要求 を妨げ、 に對してもその Ļ 若 核 公子裂物 しくは平和の 國の安全保障上 贫 武器の 維 持 と解 Ø 取 小引等 た #4 Ø 前 蚁 \sim 欠 際連合 は、 す な なら る 利 安

第二十二條

ても協議の機 各締約國は「協定」の運用についてなされ 會を則えなけ 扎 ればなら な S るど **Ø** よう な 1 3 入 扎 17

對

第二十三條 灵 Ħ. る。 τ Ø ことができる。 に對 つ 、 「協定」 場合には、苦情の對象となつている締約國は「協定」 V 萬一滿足な調整が行われなかつたときは、 る し義務又は護許と停止するととを許可 勧告を行 と の苦情 の下で當然受くべ 無効化又は毀 は い又は裁定 ます關係 を興えなければならない。 Ť 締約國 利 谹 に對 713 無 して申入れることに 劾 とされ することが出 締約國州 漕 しく 縮約國團 から脱 は調 ٧J; 來る 毁損 な 查 退す か は被 を求 つて さ そ δb 된:

第二十 條 關稅同 盟及び自 日由貿易地:

う 畫 場 な 叉 及 る 約國 は び 障害を高 どう 뗈 10 他 條 制 かは、 二以 間の 郊 目 は、 限的 Ø 貿易 質質 を審 かを判定する。 右縮約國 貿易を容易にする上に役立ち、処國民經濟の緊密な統合が窒まし 上 で ďΣ 一の締約 ぶもの Ŀ 杳 ħ 規 構 V 剘 が從 减 ح でない 地域間 とを作 右協定が合 休 100 前 *h*3 自由貿易地 縮 ŗ ij ことを認め Ø 約 稅 # M 全貿易につ 间 Ł 適 珊 團 盟 L 用 て開 的 抻 に通告する Ø な期 城 形 Ø てい 賊 稅 Ь V 則 間 Ø 同 Ø みち、 て除 る。 他の締 内 tc: 盟 ょ \checkmark 、 と と を要 汇 80 Ø b 法され 묆 Ъ 從つて 同 Ø. 形 約國 税及び 盟 Ļ цī 成 全 で の形 誾 を あ 協定 b) 一協 縮 2-~ 妨 との貿易 V 他 豉 約 H L る二以 に到 て高 の制 17 を る 펢 45 稅 は關 限 達 は、 ic 百 の \sim 對す Ŀ 的質 L j で か HI.

域 す 纱 團 翮 を形成 ることがで 稅 10 地 t そ L て が 本 郡 、る國家 る。 條 稅 Ø 形 自由 同 要 成 が、 盟 11 貿易 に完 叉 **共通の關稅を採用することを要** は 地 全 自 には て取 域 由 と關稅同盟との差異 貿 易 地 b 域 L Ø τ る。 形 V 成 なくとも、 Ø 加 ための L な は しな 圁 提案を承 由 貿易地 影響 Ø 縮 約 12

る。

可 -1}-を ځ. 九 パル あ 加 ルヴア 南口一 年に ノン同盟 クセンブルグ 與えた。 九四 た。 た。 締約 ٦ 即ちべ デ 年二 國國 は n シ プ間 九 五 Ł とシ ネ 解體 は、 Ø 家 自 0 ル ルツク 群が 椞 關 ŋ H 貿易 雅同 九五 ヤ及びレバノンである。 締約 /ス間 兩國はともに「協定」 最初から關稅同 盟再 圳 九 四盟の構 琙 國 年 を形 團 ŧ 建 は K で 成國 成 關 iC するた 協 する は完成さ 定し たるベルギ 盟 とし 中 に加入し 間 幼 一から脫退 さらに最 Ø 協 札 7 る豫定 = 定 1 の期 協 カラガ していな 定 の南 近シリ オランダ及び 限 した。一九四 の適 の提 に野 \lor アフリ 筿 T. し承認 ヤ、 用 を許 1V 17 カ ν

易 to 第二十 17 關稅 す る ため締約國が隣接國 地 四 ・旨規定してい 域 條 **」の定義を下** は 丧 た 「協定 L K て Ø 與えた利益 地 $\lor \land$ る。 域 的 茰 適 iC 用 を妨 「協定 M ろい け るも 7 は、 Ø 上解 國境貿易を容 し τ **治** さ れて 生

第二十 五條 約國の共同行動

は

なら

な

V

義 す Į. į Ď. 及 る な 務 Ø O S ر ح 約國 免 华 除 務 數 規程 を免除 を 本 「協定」 は とえる敷 條 共同 は は、 することが 十六回 投ぜら の運用を容易にするた 行 10 動を必要とする「協定」 より承認される場 れた票 利 捕 6 され きる旨の の三分の た。 重 要な條 合に 二の多敗 B K 一の規 は「協定」 隨時 項 を含ん 1 定 會合し を實 L て、 炒 で 施 ∇ 締 且 な す 認約國 る。 7 け る Tc. n ح 10 縮 ば δb 課 約 な Ø

吅 バ ナレ 國が 會議後 、關稅 引下 変渉を怠つ 加された たときは、 項 は 次 締 約國團 のよう規定 は 他 L 方 ~ Ø V 縮 る

> は、交渉 對 しなか つた締約國 停止を許すこと 优 協定し 1: で ē, 为x ら脱 生 退 + 譲 る 許 とした *ነ*ነኝ 停 力" Jt. 6 さ ŧ ġι る。 た

受諾及び効力發

カナダ <u>ر</u> 1 生じている。 す め る政 べての締約國の ブで交渉 であつた)及び他の三ヵ國の -12 目下のととろ「協定」は、 オランダ及び連合王國 ン 府が つこれ テージの要件は、 した諸政府の領域の對外貿易總額の八十五パー 「協定」を受諾したとき、 第二十六條に基づいては 等の國家 本國の は 連合王 領域及 この順序で一九三八 (ジヤマイカを 暫 びべ 加入により 國 定 前 合衆國、 ルギ IT 確定的に 「協定」は一九 讁 用 除く 充 خ たす フラ れた べ 年 ネ 効力を生 ح ンス ľ 'n Ø V おけ 屋領 ッ る。 が ク ŲЦ 七年 る ス、 -}= Æ C iC. ŧ È. る。 -t-對 11 定 Fc. 要 フラ ン ίC ツ 竹 ジュネ)効力を コを な 1 ح 適 を占 貿 ン Ø) 用

第二十七條 譲許の停止又は撤回

きる。 を有する他の締約國と協議 最初に交渉されたいかなる護許をも停止し、 締約國 護許を停 しか d. Ļ 締約國とならなかつた政 止 譲許がすべて し又は撤回 -J--なけ る Ø 締約國 締約 ればな 國 以府又 は 10 B 權 ない。 利とし 當該産品に は 統約 、又は撤 この映 國 C へえら なく 賞 [11] 質 市 的 11. る Ts. الم 1 利 て V 70 翿 る が 政 で府

第二十八條 關稅表の修正

が 同 と な K 成 意した待遇を修正 の交渉及び回意により並びに質質的な利害關係を有する な 税表 立. つていた。 は しなかつた場合にも、 することを條件と 心に記載し 項 締 した税率 その後は、 日についての 約國 く全締約國 は 叉はその して、 付 相等 縮約 再変渉がトーケイ會議で行わ 修正又は撤回することが 九 五 図 しい は 個 適用を停止す は、 X 讓許 -關稅項 年一月 九 護許を最 Τī. を撤回することが ĮЩ 自 年 前 る 初に交渉 KC 12 ことが 当し 月 は たまで開 繸 ~ 更 Ė きる され 胍 z 7: でき える ŧ 扎 る。 te こととを る。 \lor 約國 合意 約 ح

締約國の定義

期間 により修正された。 を延長することに同 意し た。本條の本文は、 從つてトー ケイ

第二十九條 協定」のハバナ憲章に對する關

約國は、 限度まで守ることを約束した。 及び手續に闘する章のみが省略されている。)を、 品協定並びに一 び 去 右 付いて決定することになつている。)經濟活動、 での及び第九章の によれば、 協定」とハバナ憲章との主要な闘連性は、本條に示され 「協定」を「修正し、 締約國は、 經濟的發展及び復興商業政策、 般規定を取扱つた各章の 一般原則、 憲章を受諾するまで憲章の第 即ち、 憲章が効力を發生しない場合には、 補足し、 ITOの目的及び目標 又は維持」すべきかどうかに 一般原則 制限的商慣行、 行政上の權限の最大 TO 一章から第六章 の組織任務 政府間商 7 雇用及 いる。 縮

第三十條

磯生の. 第六回會議で、 意 0 が受諾したときにとれを受諾 國が受諾することを要するが、 を作成し、 関盟は、 た政府が を得て締約國として留まることができるかを決定することができる 關稅表に關 ために 部及び第二十九條及び第三十 との三分の二の法則に從つて有効となつた修正を受諾 [ii]「協定」 は全會一致を必要とした。 慷 するすべての議定書を含み、 に關稅表を訂正又は調整する九つの議定書を作成した 締約國團 から脱退することができるか、又は締約國團の同 は 「協定」の本文を修正する六つの議定書 し 他の規定の修正は、 た締約國に對して効力を生する。 條に對 する修正は、 十の議定書は、 三分の二の締約國 すべての締 その効力 しなか

に關する議定 協定」が第二十六條に從 、カ月 た書によ の豫 告滿了後脫退することができる。 れば、 二カ月 確定的に

適用されるに

至れば、 の脱退豫告で十分である。 他方、 暫定的 締 適 用 約

> 的 適用に關する議定書に從つて「協定」の規定を適用している政府 第二十 六條若しくは第三十三條に基いて、 叉暫定

あると定義されてい

であることをやめることを決定することができる。 を受諾した締約國は、 協定」が確定的に適用されるに至れば第二十六條に從つて「協定 との「協定」を受諾しなかつた締. 約 國 炒 縮

約國

第三十三條

づくものである。 トーケイ會議後十三の政府が「協定」に加入したのはかかる決定に基 加入に闘する決定は、 政府が「協定」に加入できる條件 三分の二の多數により行われる。 は、 縮約國團 1 ょ þ 決定 プヌシー z 11. 及び る。

第三十四條 屬

「協定」の附属書は 協定しの 不可分の 部 であ る。

第三十五條 適

えた。 南 協定」又は営該關稅表を適用しないことを認めてい によつて加入した十三カ國のうち十二カ國に對し協定 表の適用を差し控えている。 本條は、 アフリカに對して、 締約國が自國と關 ンドは協定の 祝交涉 キューバは、 を行 適用な、 わなかつ アヌシー 癶 キスタ た る。 及びトー 他 の適 j_{j} 水條に ンは営該闘税 Ø 用 縮 ケイ會議 を差 約 ょ 國 した控 D, 17

講和 際情勢について 調印後における日本をめぐる國

の國際狀勢の推移を見ると大略次のようである。 九月八日 をもつて、 講和調印一周年を迎えたのであるが、 獨立日本をめぐる

國交回復の狀況

1 對日講和條約批准寄託國

(九月末日までの調カツコ内は容託日)

英國 ヴアドル(五、 セイロン(四、二八)、 アルゼンチン(四) メキシコ (三、三)、 九)、ブラジル (五、二〇) ·ij-

<u>,</u> カンボジア(六、二)、

オピア(六、一二)、パキスタン(四、 ンド Pų, 一〇) 、ドミニカ (六、六) 、 一七)、オランダ カナダ(四、 七),

フランス (四、一八)、ペルー (六、一七)、アメリカ (四、 二八

ヴェトナム(六、一八)、ノルウエ(六、一九)、キューバー(八、 一二)、ヴェネズエラ(六、二〇)、南亞連邦(九、 一〇)、ラオス

(六、二○) 、ベルギー (八、二三) 、コスタリカ (九、一七) トル (七、二四) (以上二十六カ國)

(2) 條約未批准國

水 フィリツピン、 ウジアラビア, カラグ ンジュラス、 7 :1: ギリシア、 ij レバノ エクアド Ľ -j. ン, 1 ル ナ グ ワ ンドネシア、 シリア、 デ チリ ・ラ、 Ì, ŋ 工 ジブト、 パラグワ ベリア、 ハイチ、 ウル イラ く ル ク ٠ ٧ センブルグ、 グワイ コロンピア イラク、

(以上二十二ヵ國)

(3) 交換公文による國交回復國

F ーゴスラヴィア、ヴアチカン、 イスラエル IJ 1 (以上七カ國) ビルマ、 スペイン、 フィンラ

(以上五カ國)

スウエーデン、

アフガニスタン

⑤ 二國間個別條約發効

1 1 1 華民國(四月二十八日調印、 ンド(六月九日、 日印平和條約調印八月二十七日發効) 八月五日發刻

ス 1 ァ イルランド、 (第二次大戦中の中立國で四月二十八日以後のもの) ボルトガル、

4

自動的に國交回復した國

6 舊樞軸國

タリア、 西ドイ

(ともに四月二十八日以後交換公文により國交回復)

7 講和會議參加未調印國

連 ボーランド、 チェ

-ジーラ

一七)

「註」中國、ドイツ、ヴェトナム、韓國は現在それぞれ二つの政權を有するが一 。 として扱つた。 (以上三カ國)

二、締結した條約協定

1 在日米軍關係

日米安全保障條約

二角二十八日 四月二十八日發効

米行政協定

調印 即 漰

2 國連軍關係

П

國連軍協定

交渉續行中

(3) 國 民間航空 蓮の權限及び免除に關する協定、

七月二十五

日調印

發効

日米民間航空協定 八 Fi + _ [] 調印

Ц 英

交渉進行中

4

近く変渉開始の見込

Ħ

加

Ħ 米、

加三國漁業條約 无月九日 調印、 日本は七月五 H 米國は

批准 七月四日議會の批准を得たが、カナダ していないため發効していな

ήs

通商航海條約

팃 米 豫備會談は行 b れているが安結していた

フィ ンランド 五月一日、 フイ ンランドは一九二四年六月 七 日締

Ħ

IJ

佛

六月十一日、

結の通商航海條約の適用 海開 を申し入れてき

フランスは新協定締結までの暫定措置として

27

í	
इ	九
4	/ι
Ŧ	
Ę.	
系司 字号运行 二十	45
Ē	年締結の通南航海
	412
-	事日
1	Ø
,	illi
/ くしこ またる	134
ì	Tr.
-	7971
-	7沙
Ė	條
-	秋
o-	th
	oli.
	13
	120
	民
	待
	311
	3/1/
	双
	び
	船
	Hat'l
	77
	は條約中内國民待遇及び船舶の最
	以

| 個得遺獲准を申し入れてきた

6 國際通貨基金 貨

國際復興開發銀行 八月十三日正式加盟の をそれぞれ出資 調 ΪĮ 日本は二億五千萬ド

貿易及び金融

フラ スウエーデ スターリ 才 ンボジア ス ング 地域 貿易支排協 講和後も引續き延長 九五一・九・二一〃 九 九五二年八月二日署名 九五二・三・五 五一・八・三一ク

九 五 九五

八ヶ

_·

フインランド

ルギ

オランダ

ベイン エト

ナ

九五二・ 九五二・ 九五二・ 九五二・

Ξ DЦ

六ル

貿易支排協定 九五二・ 九五二・八・ 九五二・

24 74

ДŲ

1

ルゼ

ンチ 17

12

ヴ

1

和後引續き延長

フィリ

ツピ

キスタ ンドネ ル

貿易支拂協

講和後別續き延長

九五二・

台

ピ

九五二・ 四 四 · 三 四 三〇〃

九五二・八 九五二•

・二六ク

рц 74

二六/ ・二六ク

七

琉 セ

イロ 球

ブラジ

貿易支拂協定

九五二・九・六

九五二・九・一二~

香川縣靑少年保護育成條例について

この條例は、青少年に闘する特別委員會を設置し、問題が問題だけに憲法その他の 香川縣議會では先般全國的に最も新らしい條例として、つぎの條例を議員立法とし 制定した。

性について廣く關係方面の意見を質し慎重審議の結果或案制定されたものであり、立 につき苦心を拂つたものであり、またそこに大きな意識があるわけである。 **法補助者として議會事務局においても従來のいわゆる準則等によらない自主立法の點** 法令上の關係もあり、立案者たる議會としては法律上の研究や立法政策としての委當

香川縣青少年保護育成條例 (昭和二十七年八月十日條例第二十二號]

愛護 ばならない。 を防止し、これらの行為から青少年を安全に保護するように努め たはその行為のおそれがあるときは、 祉を阻害するような行為をしてはならない。 したがつて何人も、 青少年は次の かつ、 この趣旨に基づいて、 心身ともに健やかに育成されるように努める責務があ 社會をになうものである 青少年の心身の強達に有害な影響を興える等その福 ここにこの條例 ・各自がそれぞれ責任をもつてこれ から、 もしかかる行為がなされ 何 人も、これら青少年 を制定する。 なけ ま 衣

(目的)

第 し、その健全な保護育成を圖ることを目的とする。 條 この條例 は 青少年 の福 社を阻害するおそれ Ø ある行為 を 防 JF:

(定義)

第二條 この條例で 「青少年」とは、 小學校就學の始期から十八歲に達

28

2 するまで 主その他の者で、 この條例で「保護者」とは、 後見人とする。)見童福祉施設の長、 の者 (女子であつて配偶者の 青少年を現に監護するものをいう。 親權を行う者 あるものを除く。)をい 寄宿舎の舎監または雇よう (親權を行う者の , う。 ないと

幸心をそそる遊技の禁止

第三條 各號の一に該當する遊技を、 第一條第三號の遊技場營業を營む者は、 香川縣風俗營業取締法施行條例 青少年にさせてはならない。 (昭和二十三年香川 その營業にかかる左 縣條例 翁 714

まあじやん遊技

ばちんこ遊技

飛行船ゲーム遊技

Ēij を阻害するおそれがあるものであつて、 その他その遊技の内容が、 項第五號の指定は、 これを蘇報に登載して公示しなけ 射幸心をそそり、 知事の指定したもの。 褙 しく背 れば 少年 なら な

2

3 ځ せないように氣をつけなけ 保護者は、 その監護にかかる青少年に第一 ればならない。 項各號に 該 滸 J-を遊

有害興行等の觀覽の禁止

第四 演藝、 できる。 る上認めるときは、 または甚しく阻暴性を助長する等青少年の福祉を阻害するおそれがあ 條 香川縣教育委員會または香川 觀世物、 背少年にてれを觀せないようにすることを要請することが 紙芝居等の興行の内容が、 知事に對し、 その興行の内容の全部または 縣兒童福 著しく性的感情 祖常議會は、 を刺戟し、 腴 먒 一部を 捌

3 詂 知 頃の 4 Ŋ, 要請 够 は IJ そ Ø 要請 Ō 理 を理由 田 を記載 があると認めるときは、 した文書をもつて したけ 要請 九 ば Ø あ ならな た

> 縣 ら Ŧī. して公示しなけ 内にその 興行の ればならな 内容の 全部 ま た は 部 を指 定 Ļ ح

N

を

きる。 營する者 (以下「與行者」という。)に通知して、 指定のあつた旨を捌示しなければならない。 場法(昭和二十三年法律第百三十七號) 前項の この場合においては、 「頃の規定にかかわらず興行を主催 興行者は、 規則の定めるところにより、 第一條第一項の興行場を經 これを行うことがで する 者ま た 13: 腴

は、 らない。ただし、 興行者は、第三項の指定のあつた興行の内容を青少年に觀せては この限りでない。 教育等の必要により、 特に知事の許可のあつた場合 な

5

(有害圖書の販賣等の禁止) 内容を觀せないように氣をつ けなけ ればなら

保護者は、

その監護にかかる青少年に第三項の指定

Ø

あ

0

た興行

0

ない。

0)

稲

舳

第五條、 **祉を阻害する** 圖畫及びその他の刊行物を含む。 性的感情 ることができる。 定してそれを青少年に見せまたは讃ませないようにすることを要 香川縣教育委員會または香川縣兒童福祉 を刺戟し、 おそれがある上認めるときは、 ままたは甚しく阻暴性を助長する等 以下同じ。)の全部または一 知事に對し、 審議會は、 予青少年の その 部が著 間書を 雜 Ĺ

第四條第二項の規定 は、 萷 項の要請に準用 す る。

-}-

3 の閩書を指定し、 KC |販賣 知事は、 間書 の取扱を營業とする者は、 頒 布 前 項の要請を理由 変換, これを縣報に登載して公示しなければなら)與舰 貨 があると認めるときは、 付その他とれに準ず 第三項の指定のあつた闘書 る行為を すみや る青少年 しては な Ŋ, V 1 7 ts.

ば 三項の指定の 書の 取 扱を営業とする者は、 あつた間書を、 立ち譲みし その営業の場所に な いよう ic おいて、 氣 をつ 靑 H なけ 少年 773

6 ませないように気をつけなけれ Ü rJ. 70 にかかる青少年に第三項の ばならない。 指定 のあつた闘 書

保護者等の申出に對する措置

第六條 契行の内容の全部もしくは一部または闘書の全部もしくは一部につい Ø て著しく はまたは香川縣兒童福耐審議會に對し、 福祉を開 保護者及び青少年の保護育成に關係のある業務に從事する者は 性的 害するおそれがあるものと認めるときは、 感情を刺銭し、 または甚しく粗暴性を助長する 第四條第 一項または前 香川縣教育委員 等青少年

2 項 四條第二項の規定は前項の 措置をとるよう申出をすることができる。 FΗ 出に準用する。

3 Πij 山があると認めるときは、 の措置をとらなければならない。 川縣教育委員會または香川縣兒童福祉審議會は第 すみやかに第四條第一項も しくは ー 項 の ili 申出を理 條 净

物品質受入等の制限

第七條 有價證券を含む。以下同じ。)を質にとり、 品をもつて辨辨に充てる約款を附して金銭を貸し付けてはならない。 屋營室を營む者は、青少年またはその委託を受けた者から、物品(質屋營業法(昭和二十五年法律第百五十八號)第一條第一項 またはこれらの者に對し、物

(古物等買受等の制限

第八條 物等の販賣の委託を受け、 少年またはその委託を受けた者から、 殿品または眉 「物をいうの 古物 (古物營業法 (以下 「古 留 またはこれらの者と古 物等」という。)の取引を業とする者は、 和二十 泗 年 古物等を買い受け、 法律 第 百八號) 物等を変換しては 弟一 Ł しくは古 條弟 郬 な 項

らない。

九條 その 他 ijij の法令により成年者と同一の能力を有するものと認められる青 二條の規定は、民法 (明治二十九年法律第八十 .九號) また

> 少 VJ. がその 保護者の嘱託もしくは同意を得たと認めるに足る相當な理由 その他正常な理由 營業を營むについて前二條の行爲の相手方となる場 がある場合には、 これを適用 しない。 **力**"

(深夜外出 一の制 限

保護者は、

第十條 外出 歳以上の者に囑託して同行させるように注意しなければならな だし必要やむを得ない事情がある場合は、 時とする。)から翌日午前四時までの間、 する場合においては、 午後十時 (五月一日 保護者がみずから同行するか、 から十月末日までの間は午後十 この限りでない。 その監護 にかかる青 または十八かる青少年が Vo た

らない。 託を受けず、 人も、 正常な理由がないのに前項に規定する時間中、 又はその承諾を得ないで青少年を同伴 L て外出しては 保護者の な 赐

(淫行または猥せつ行爲等の禁止)

第十一條 らない。 何人も、 青少年に對し、淫行またに猥せつの行爲を L T は な

2、何人も、 らない。 青少年に 對し、 前項の行為を教え、 又はこ れを見せて は な

十二條 はならない。 Ø) あることを知つ 何人も、 7 青少 場所を提供し、 年の健全な育成を害する行為がなされ または場所の提供を周 れるおそれ せんして

(立入調査)

十三條 該吏員をして、 ことができる。 關係人から資料の提供を求めさせ、 知事は、 興行場その他の營業所で立ち入らせ、 この條例質制のため必要があると認めるとき または關係人に對して質 調査を行っ 訚 させ ĸį; ゎ 반 る

3 正常な業務を妨げるようなことがあつてはなら 當該吏員は、 その身分を示す證票を携帶し、 必要の 最 、限度において行うべきであ 關係人に對 次 して ح れを

0 7 쪪 俘 人

ことができない。 呈示し、その承認を得た後でなければ、第一項に規定する職務を行う

4 前項の證票の様式は、規則で定める

(保護者への通告)

第十四條 發見 認めるときは、 取を求める等、その保護に必要な適 時とする。)から型IT午前四時その他常該東員は、午後十時 ٢ これを放置すればその青少年 警察官もしく すみやかに、 、は警察更員 保護者にその旨を通 まで また $\widehat{\pi}$ 宜の措 の間 月 仗 の福祉を害 兒童委員、 にお から十 置をとら いて 知 す Î, っるおそ 外出中 月末日 保護 左 司 け 該请 れば が特 'n. 走 奶 兒 C 少年 K. あ H. 朮 13 ると 年 午 碿 な Ø を 後

2 らない。 誠意ある態度をもつて 前項の規定により 滑 臨み、 少年を保護するに當つ *~* の信 頼を受け るよう 7 は、 常に に努めな 懇 إليا H XV. 911 ? ば な

(異議の申立)

第十五條 による知事の指定に 内に知事に對し、 第三條第一 項第五 不服のあ 異議の申 號 る者は、 第四條第三項及び第五 立をすることができる。 その公示の目 から 條第三 起算 Πį L の規 ~ ---定 五.

- 3 2 な Hil IJ£ ければならな 項の規定による異議の Vo 異議の rļ1 功. は、 ijΙ 沈. そ Ø ĬΕ. 當 亚 山を記 玔 載し が た文書 認 をも づて
- 4法 公示するどともにその寫を異議の 萷 その指定を取り消すことができる 項の規定により指定を取り は 調査の結果、 消したとき 申立をした者に送付し K は O ح HТ れを豚 あると たけれ 報に 登載 85 ば る なら L 논 7 ŧ
- 5 は ΕĦ 知事は、 これを却下 のないとき、 :Mi 下 の しなけ 諂 またはその指定を取 ji. ば 異 たら 識の な 申立が不適法である b 消 -}-必 要が ない **ታ**ኒ と認 Ь しく \wp kt. るとき ゃ

ない。

6 第四 項 三項及び第五 Ø 異議 中立 があつ 條第三項の處分の たときに お 効力を停止す \searrow て b, 第三 ろも 一條第 Ø) 項 ٠C: 第五 は 东

7 第四項の規定は、前項ただし書の場合に準用する。

(罰則)

ることが

C

きる。

ただし、

郑

事

14

必

要と認めるとき

は

ح

n

ら

D

處

分

Ø

効

ij

を停

止

7

2 第 十六條 IJ; iiii 項の罪は、 六カ月以 第十 下の懲役又は 告訴をまつて論ずる。 餱 の規 定 iC 違 萬間以 反 して ١, 峕 Ø) しく青少 聞金に處 年 する。 Ø 福 祉 を

Ίc.

- 圓以下の罰金もしくは科料に處する。 第十七條 第十二條の規定に違反した者は、一年以下の懲役または二萬年十二6月6

十八條 害 個 香 罰金に處する。 の販賣等 第四條 Ø (有害與行等の觀覽の禁止) (禁止) 第四項の規定に違反した者は、 第五項 また は Ŧī. 一萬里 第五 以 餱 下の 分有

第十 質受入等の制限) た. 九條 は 第三條 一萬圓以下の罰金に處する。 (射幸 または第八條 心 をそそる遊技の禁止) (古物等買受等の 第 制限) 項 軍 O 規定に違 七條 (物品 文

第二十條 圓以下の罰金叉は科料 第十條 (深夜外出の制限) 17 處 す る。 第二項 Ø 規 定 1/ 違 又 L た。 は、

(兩罰規定)

第二十一 他 韭 の従業者が、 に對して、 で の違反行為をしたときは、 條 法人の 各本條の罰金刑 その法人または人の業務 代 妻 者 击 たは法 を科する。 行爲者を罰す 人も しく に關し第十七條 は るほか、 Y Ø 代 珊 そ から Ø 法人ま 健 第十 刋 九條 tc. そ

(刑法との關係)

第二十二條 第 įΨ -1. 前六條の規定に該當する場合に π 続 生 Ťċ. は見 童 鬸 iiil: 法 留 和二十二年 お \lor τ. 刑 法 律: 法 第 丽 Ħ 治 29 114

號)に正條があるときは、これらの法律による。

(発責規定)

條例の罰則は、青少年に對しては適用しない。第二十三條 との條例の違反行爲をした者が青少年であるときは、

ح

知事への委任

第二十四條 第二十四條 この條例に定めるも 規則で定める。 Ø Ø ほ 办 ح O 條 例 の施 行 亿 器 L

附

4施行する。 | 條までの規定は、公布の目か起算して一カ月を經過した日から、これ」との條例は、公布の目から、施行する。ただし、第十八條から第二十二との條例は、公布の目から、施行する。ただし、第十八條から第二十

参考)

案理

刺戟し、 青少年を保護し看護し、 乏は、 36 に基づく社會の思環境を是正することは急務であると考える。 地方自治法第二條第三項の規定により、 るに鑑み、青少年の福祉を阻害し、 (年の保護育成のための 變 靑 づき條例を制定しようとするものである。 変し 述べるまでもないことである。 炒 幾多 年. て特 は 青少年の犯罪は年とともに増加の一途をたどつておるが を社 少年 次 の耐 會悪の誘因をなし、 が健やかに育成されるよう努める責務のあることは今 脅をに 或は風俗のじゆん化等に關する事務 一連の措置として地方自 ならも Ø 然るに戦後、 またはその 特に感受性の强 であるか 地方公共團體の事務とされて 5 おそれの すべて 社會の荒廢と 治法第十 い靑少年の ある成人の行為 者は、 四條の規定 について 弱 よつて 混迷 青少 と第 心を 元 來 忲 \bigvee

れがこの條例議案を提出

す

る理由である。



昭和二十七年度修正地方財政計画について

・ 牧支不足は四百三十四億圓

自治聰では、本年度の補正徴算要求に關連して昭和二十七年度地方財政計畫の修正方を検討していたが、八 月三十日次のように發表した。

① 昭和27年度修正地方財政計畫 (27.8.30自治廳) (單位百萬圓)

1										
		改	訂 計	蜚	當	初計	截		較 坿	漩
事_	項	總額	道府縣	市町村	總額	道府縣		總額	P 道府縣	可即村
A 歳	1									
上既 定 財	政 規 模	606,977	312,943	294,034	606,977	312,943	294,034			
昭和26年度語 2.る新規財政語	T最におけ 点要額算入	447	445	2	-		_	447	445	. 2
不足額 (1)給 身	英 費	391	389	2	_			391	389	2
(2)年 末	手 當	52	52		_			52	52	
(3)共 済 絲	11 合 費	4	4	_	_		_	4	4	
3.昭和27年度 3.新規財政語	要額 〔Ⅰ〕	102,051	36,011	16,040	93,599	79,954	13,645	8,452	6,057	2,395
(1)給 與 關		22,614	16,111	6,503	21,690	15,191	6,499	924	920	·
(1)給	则 費	17,234	12,342	4,892	16,427	11,539	4,888	807	803	1
(ロ)年 末	手 當	3,410	2,335	1,075	3,343	2,268	1,075	67	67	_
(八)共 濟	組合費	526	486	40	495	455	40	31	31	
(=)(5)	給 費	811	682	129	792	663	129	19	19	
体健康保	險 組合費	129	_	129	129	_	129		_	_
⅓嚴員委	員等報酬	215	75	158	215	57	158	_		-
(水寒 冷	地手當	289	209	80	2 89	209	80	_		_
(2)政府施第	ほに伴う増	16,927	29,651	⁴ 12,724	16,927	29,651	° 12,724	-	_	_
(1)A 采 約	充行 政 費	3,258	2,138	1,120	3,258	2,138	1,120		_	-
	充行政費	13 ,6 69	27,513	^ 13,844	13,669	27,513	13,844	_		-
(3)紀童人口上	竹加に伴う	725	444	281	725	444	281	<u> </u>	_	_
(4)公 位 3	党の増	4,677	2,584	2,093	2,814	1,632	1,182	1,863	952	91
(5)地方選舉	C要する經	a 2,007	△ 724	· 1,283	² 2,007	· 724	⁴ 1,283	_		<u> </u>
(6)自治監督の	で で で で で で で で で で で で で で で で で で で	△ 1,600	-	△ 1,600	≏ 1,600		- ² 1,600	_		_
(7)物代勝氏(物件費の)	⊆因る一般 }	16,430	7, 0 84	9,346	15,052	6,215	8,837	1,378	869	50 <u>!</u>
(8)行政整理	世に因る減	△ 470	△ 275	△ 195	△ 4,757	4 3,591	△ 1,166	4,287	3,316	97
小	計	57,296	54,875	2,421	48,844	48,818	26	8,452	6,057	2,395
(9)臨時事業	養費の増	44,755	31,136	13,619	44 755	31,136	13,619	-	_	
(7)公共	事 業 費	35,940	26,225	9,715	35,940	26,225	9,715			_
普通	(6.3厚生) を含む	20,663	17,078	3,585	20,663	17,078	3,585		_	_
災	售	15,277	9,147	6,13 0	15,277	9,147	6,130	_	_	_

ĺ		改	訂 計	匙	當	初 計	盐	比	較 坍	减
ļ	事 項	總額		Ą	總額	Ē	₹ j	總額	F	Ŋ
		16/152 1824	道府縣	市町村	1551	道府縣	市町村	कहा अध	道府縣	市町村
	(11)失業對策事業費	<u>م</u> 185	Δ 89	△ 96	△ 185	△ 89	△ 96			. —
	//)單獨事業費	9,000	5,000	4,000	9,000	5,000	4,000			_
١	4. 昭和27年度 - 新規財政需要額 〔【〕	19,194	6,926	12,268	_			19,194	6,926	12,268
	勤務地手當支給地域 [1]區分改正による勤務	495	303	192				495	303	192
	地手當の増 (2)同上に伴う給與關係 費の増	.54	32	22				54	32	22
l	(3) 塞冷地手當支給地域 區分改訂に因る婚	109	77	32	_	_		109	77	32
	(4)石炭手當支給單價引 上に因る骨	239	166	73				239	166	73
	(5) 母給の特別措置法施(5) 行に伴う經費	296	231	65	_			296	231	-65
١	(6)年末手當支給に要す る經費(0.8—0·5)	4,424	3,017	1,407				4,424	3,017	1,407
	(7)	600	300	300	_			600	300	300
	、 (8)自治體警察整備に要 る經費	580		580				580		580
	(9)單獨公共事業費の坍	8,000	3,000	5,000		_		8,000	3,000	5,000
l	(b)自治體警察廢止に因 る減	△ 67		67 م		-		△ 67		67 د
	印教育委員會選舉費	556	△ 200	756				556	△ 200	756
	02教育委員會設置費	3,908		3,908	_	_		3,908		3,908
	5.そ の 他	8,655	4,447	4,208	_	_		8,655	4,447	4,208
	(1)昭和27度地方街の昭 和26年度繰上使用額	5,000	3,000	2,000	_		_	5,000	3,000	2,000
	(2) 人質が基準における基準財政收 (2) 人質が基準に政需要質をもえる額の増加額の10/7の額	3,655	1,447	2,208	_	_	_	3;655	1,447	2,208
١	合 計	737,324	410,772	326,552	700,576	392,897	307,679	36,748	17,875	18,873
	B 歲 入									
	1.地 方 稅		124,535 (120,134)		292,436	130,535	161,901	△ 7,000 (△4,755)	△ 6,000 (△4,401)	△ 1,000 (△ 354)
	(1)旣 定 計 畫 額 經濟狀勢の變化及び地	292,436	130,535	161,901	292,436	130,535	161,901		_	_
		7,000 (4,755)	△ 6,000 (△4,401)	1,000 (^ 354)	-			△ 7,000 (△4,755)	△ 6,000 (△4,401)	△ 1,000 (△ 354)
	(政令實施に伴うもの) 2.地 方 財 政 平衝交付金	125,000	,	38,869	125,000	86,131	38,869			_
	3.國 庫 支 出 金	150,866	96,045	54,821	150,376	95,945	54,431	490	100	390
	(普通補助金	45,172	.29,734	15,438	45,172	29,734	15,438	_	_	_
	既	50,864	32,125	18,739	50,864	32,125	18,739	_	_	_
	置 補助金【災害	46,740	30,489	16,251	46,740	30,489	16,251		_	_
ļ	額 失業對策事業費補助金	7,600	3,597	4,003	7,600	3,597	4,003		_	_
	增加額	_		_	_			490	100	390
	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	<u> </u>			L		<u></u>	<u> </u>	l	

1				 						
		改	訂計	甜	當	初計	武	比	較 坍	減
事	項	eda dari	P	<i>i</i> 3	outs does	P	· F	மூர் சுத	P	Ŋ
Į.		總額	道府縣	市町村	總額	道府縣	市町村	總額	道府縣	市町村
	防費補助金	200	100	100	_	_	_	200	001	100
(ロ) (ロ)	台體警察整備補 金	290	_	290	_	_		290		290
4.地	方 債	55,500	40,900	14,600	55,500	40,900	14,600		-	_
5.雜	收入	77,166	39,305	37,864	77,264	39,386	37,878	Δ 95	Δ 81	<u>^</u> [4
(1)使用	料及び手敷料	19,486	11,226	8,260	19,486	11,226	8 ,2 60	_		_
(2)雜	ኢ	57,683	28,079	29,604	57,778	28,160	29,618	95 ۵	△ 81	△ 14
(3)旣 9	定計 混 額	57,778	28,160	29,618	57,778	28,160	29,618		-	-
	生改正に因る道 易負擔金の減	Δ 95	△ 81	△ 14		-	_	a 95	"	- 1
a	計		386,916 (382,515)			392,897	307,679	^ 6,605 (^11,360)	^ 5,981° (^10,382)	
C 差引收3	支過不足		^ 23,856 (^28,257)			_			_	·
D 同上補助	眞方法							٠		
1.地 方	借の増額	26,800	1	.	_	. –	_	_	-	_
2.平 衝 亥	を付金の増額	16,553 (21,308)		_	_		-			

- 備考 1. 昭和27年度新規財政需要額[I]は、當初計畫算入濟の事項に係るものであつて、給與單價の調整額の變更その他の事由により修正を要するものは修正を加えた額を掲げている。
 - 2. 昭和27年度新規財政需要額[『]は、當初計畫策定後の新たな事由によつて增減を必要とするものである。
 - 3. 教育委員會設置に要する經費は、市町村の委員會事務局の構成等に再檢討を加えた上修正を行うことがあるものであること。
 - 4. 給與改訂に要する經費については、その實施方法が明確でないので算入していないがその確定を俟って算入するものであること。
 - 5. 通常國會における新法令又は、政府補正預算に伴う新規財政需要額は、これらの確定を俟つて算入 するものとする。但し、自治體警察整備に要する經費は一應の見込額を掲げている。
 - 6. 地方税收入は、常初計書策定後の經濟狀勢の變更、地方稅法改正法律の國會修正に伴う減收を見込 んだ額を掲げた。見込額算定の基礎等に檢討を加えたうえ必要な修正を行う場合があるものであるこ と、
 - なお、國會修正事項中實施の時期を政令で定めるものは、假に口月から實施した場合における收入 見込額を括孤書で示した。
 - 7. Dの地方債増加額は、單獨公共事業費の增、昭和27年度地方債の昭和26年度線上使用額の財源を地方債の増加發行額に求めることとするほか、旣定臨時事業費に對する地方債の充當率を引上げることにする、一般財源余裕額をもつて物價騰貴による一般物件費の増、行政整理による減の過大見積額、水防整備に要する經費及び自治體警察整備に要する經費の財源に充てることを目安にして定める。



(2) 昭 和二十七年度修正地方財政計畫についての說

明 及び考察

出計畫について 別 表 A

Ś 刞 正し、 る。 市町 八川計畫 差引三六、 額は既定の七〇〇、五 一八、八七三百萬圓)となり、 七四八百萬圓 の増額 七六百 萬圓を七三七、 (內道府縣、 その内譯は次の通り 一七、 八七五百萬 24 ic 百 なつて 萬 圓 iC

2

國庫 支出·

金

の増加として水防費補助並びに自治體警察整備補助

金

Ø

- i 與뫷 11/3 和二十 係經 六 年 业 124 -度計畫 74 15 百 萬 ار 15 を ける新規財 新規追 加 した。 政需 要 額 1 算入不足 類とし て 給
- $\hat{2}$ 關係經 施し 百 萬圓 た地方公務員の 和二十七年 費 を増額追加した。(詳細は別表A歳出欄3の(一)参照 政整理困 增 難に 地 ij 新規財政 給與改 伴り節約不能 债 增額 による公債費の増、 i) 需要額算定變更として昭 單價の調整類とこれに伴う給與費その他 等による經費として合計八、 物價騰貴による物件費 和二十 六 年 四五二 + 月 實
- 3 追 勤 加した。(詳細は別表A歳 K より 務地手営の 和二十七年度常初計畫後の諸事情や第十三國會における法 新に必要とする經費として勤務地手當支給地域區分改正 增外十 一項目に互つて合計一 欄4(■)参 胍 九 一九四百萬圓を新規 律 によ 改 Œ
- 別表 A 歲出欄 5 參 と富裕團 その他の 體の 歳出として二十七年度地方債の二十六年 超過 雁 需 要額 の合計八、 六五五百萬圓 を追 度に 加し 繰 上 た。(群 使用 L 細 た

歳入計畫について 別 表 B

ì 29 歲入計畫 方稅收 は既定の七〇〇、 六〇五 減額となり、 入減として七○億圓(道府縣六○億圓、 百萬圓 その内譯は左記 (道府縣) 五七六百萬圓を六九三、 Ŧi, 0) 九八一百 Ł おり |萬間 と 市町村一〇億圓)を なって 九 七一 市 HJ. 百 四萬四 村 六二 ïC 更

いる。

な

お

ح

Ø

額は第十

三國會で改

īΕ

された地方稅法の内、

稇. П 質施するとすれ īΕ による減收總額は ば更にこれによる本年度内の 四〇一百萬圓、 一一、七五五百萬圓と計算されている。 度に質施しないもの を 令 假りに よることに 市町村三五四百萬圓となり、 引下を本年十一月一日よ としても、 した入場税、遊 減收は四、 七五. 飲 Ŧi. 七〇億 との税 食稅 百萬

- 合計額四九〇百萬圓を新規に計上 雑收入の面 ۲ 与 いて道路 法の改正による道路損 して いる 傷負擔金收入がなく
- 3 たるため九五百萬圓の減收を計算している。

差引收支過不足とその補塡方法 (別表CD 欄

変付金において 一六、 縣 扎 が補塡方法としての計畫は、 上の修正により差引收支不足額 八五六百 |萬圓 五五三百萬間の增 市町村、 地方債にお 九 の合計は四三、 加に いてニホ、 四九七百萬圓) よつて收支の均 三五三百 八〇〇百萬圓平 となるが 衡を計 萬圓 道 るも 衡 ح 府

本修正計畫に 對する考察

のとしている。

b 合 τ 記 額 遊 0 ょ 一戦して ふも 一五三百 動告され 本修正 は 與飲食稅、 折 月より が行われるのである。 Ō と計 萬圓 七 で あ 計畫による ると 70 あ τ Ħ. 選して Ħ. b いる公務員 電氣ガス税 の不足と 七 ti 百 おり第十三國會における地方稅法の改正による入場稅 若し右地方稅 垱 百 萬 おり、 萬圓 圓 논 の減 なりこれが補塡を地方債と平衡交付金の増加 å は本年 五〇〇圓増とするときは年 の給與改訂を年度内には實施しない に對する軽減税率の 收と この修正計畫 併し 定され、 一輕減税率を本年十 度 なり又地方公務員の 地方 ながら前記不足額は別表備考欄にも 財 によつて今後自治廳と大藏省 政はそ 適用並 iC . よる不足 Ø 敂 - 度内所 給與べ 月より 支に に目 お 要經 1 質 V · ス の 施 七 В -C 人事院よ す 四三 Ø ,る場 改 논 ŔΤ

と K 萬 15. 圓 邡 加 ゎ b 不 足 頮 Ø 總 計 實に 六〇, 五 Ŧī. 百 萬 圓 łζ 達す

本修正計畫 K ょ る 地 方 財 政 0 筬 入歲 # を基 儊 本 清建

ない右二者 を 考慮 τ を道 府 縣 と市町 村別 に表示すれば次

τ

b

單位百万圓

不 足 額

Ħ

入

昭和二十八年度地方財政計書について

市 府 村 縣

悪った。

103,B

10t, X9F **元二**

豐

一九、四九七 三、公头

長六九六

11年,013

六九三、九九、

Δ \triangle

究先、三六

四三十二十二十四 三天、至

5元、八01 三0、北0 門八八二

iZ

お 縣

iC

各 度

資料 おけ

調査を行

昭

和

ī

る都道

府

縣

111

政

Ø 修

īE.

K

つ

て

政

計畫

| 都道

ものと計

麗

分

修

入

批

額 IE.

計

修

īF.

計

合畫修

合正同

の正 場計

—-收支不足三百億圓-

自治廳は、このほど昭和28年度地方財政計畫案をつぎのように決定した。 この計畫によれば

る 0 旣

が 給 iτ

そ

ħ.

K

T 1.

Ħ

K

ょ

る都道府縣不足分二三、

五六 Ø

與改訂

Ħ

|| |よ |り

100週

が

算入されて

る

で

ح 0

れが

增 お ET 七

孙 T

K は

てた

Q を行

二六三百萬圓

Ø

る。

_ の

計算による不足額に 不足を來たす 既定地方財

には公務

圓

との

誾

四〇七

百

萬

圓

Ø

差

が

あ

今後この要望額達成

段の に三六、

努力を必要とするもの

歲出總額 76,053,300萬圓

茂入總額 73,060,100萬圓

收支差引不足額 2,993,200萬圓

である。このうち給與費は2.5%の昇給を見込み、行政整理に伴う不用額(物件費)は一般職員費につき5%の 整理を見込んでいる。又茂入における地方税牧は現行税制による見込額となつている。

昭和28年度地方財政計畫 (案) (單位百萬圓)

								道府縣	市町村	總額
Λ	歲		出			•				
i	旣		定	財	政	規	模	410,772	326,552	737,324
2	昭和 加密		连新基	財政需	要額の平	年度化	に伴う骨	5,105	2,902	8,007
0	D 豁	à	Ĥif	鍋	係	和四	費	6,329	2,659	2,659
	(Y)	給			斑		費	5,140	2,158	7,298
	(11)	年		末		手	谱	591	270	. 861
	(r)	そ	0)	他	給 與	捌	係費	598	231	829

② 恩給の特別措置に關する法律施行に要する經 費	692		i97	÷ 889
③ A 系 統 行 政 費	△ 1,374	Δ	1,159 🛆	2,533
④ 自治體警察廢止に伴う不用額(物件費)	_	Δ	29 🛆	29
⑤ 行政整理に伴う不用額(物件費)	△ 542	Δ	563 <u></u>	1,105
⑥ 教育委員會設置に關する經費	_	-	1,797	1,797
3 昭和28年度新規財政 需要額	3,421		4,060	7,481
① 人口等増加に伴う増加經費	64		1,167	. 1,231
② 公 信 費 の 増	3,357		2,893	6,250
4 そ の 他	7,579		142	7,721
① 國庫負擔制度法擴張に伴う超過財源 増加額	9,629		<u> </u>	9,629
② 基準財政收入額が基準財政需要額を超える額	△ 2,050		142 🛆	1,908
の十分の一の額の減少額				
合	426,877	3:	33,656	760,533
•				
B 歲 入				
1 地 方 稅	103,979	10	52,796	266,775
2 地 方 財 政 平 衡 交 付 金	86,131	,	38,869	125,000
3 國 庫	96,045		54,821	150,866
① 普 通 補 助 金	29,843		15,828	45,662
② 公共事業費補助金/賞 第	32,125		18,739	50,894
	30,489		16,251	46,740
③ 失業對策事業費補助金	3,597		4,003	7,600
4 地 方 債	40,900		14,600	55,500
5 雜 收 入	40,858	:	38,853	79,711
① 使 用 料 及 び 手 數 料	12,941		9,277	22,218
② 雜 入	27,917		29,576	57,493
定	28,079		29,604	57,683
道路損傷負擔金の減收額	△ 162		28 🛆	190
6 國庫負擔制度の擴張による國庫負擔金の增	50,106		2,643	52,749
① 義 務 教 育 費	47,156	•		47,156
② 見 童 福 祉 費	2,950		2,643	5,593
合計	418,019	3	12,582	730,601
C 收 支 過 不 足 額	8,858	Δ :	21,074 🛆	29,932
D 同 上 補 塡 措 置 方 法				
地方債の増額				30,000

備考

- 1 給與改訂に伴う增加經費は算入していない
- 2 政府施策に伴う經費は法令の制定改廢,政府豫算等の確立を俟つて算入するものとする。
- 3 市町村の教育委員會は豫定通り設置されるものとして算入したが、その算定の基礎には檢討の上修正することがあるものであること。
- 4 公債費は昭和27年度及び昭和28年度の地方債計畫の確定を俟つて修正するものとする。
- 5 地方稅收入は一應現行制度による收入見込額を掲げた。
- 6 交付金、補助金は一應年度の額を掲げた。
- 7 使用料,手敷料は年度決算額を基礎とし,これに自然増加を見込んだ。
- 8 單獨事業の所要額については日下調查中である。

昭和二十六年度都道府縣稅徵收實集

に對する考察

は一〇八、三%、豫算現額對一一一、六%調定濟額對八二%である。濟額」に比較すると左記のとおりとなりその比率は財政計畫に對して右を同年度の「地方財政計畫による收入見込額」「豫算現額」調定一、昭和二十六年度の都道府縣稅收入濟額は一、二〇四億余圓である

수 ~	11,7	10八三	1:10、四:0、六四至	額 (D)	八濟	收入
0,001	三条二] #] <u> </u>	【四六、八九四、五三二	額 (C)	产	調定
1	100.0	九七、一	10七、九三五、九01	額 (B)	班現	豫
1	. L	1000	111、1元廿、000	る收入見込額(A 方財政計畫にA)	人以及	おおり
(C)を100	とした歩合 (C	とした た り 合	金 額 (子風)	.55N		種
	一年 () ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	-				i

合計は一一八、五六二、〇九一(千圓)である。

の増收である。一、昭和二十六年度都道府縣稅收入は昭和二十五年度より五二八億余圓一、昭和二十六年度都道府縣稅收入は昭和二十五年度より五二八億余圓

五年度に比し七八%の著しい増收になつている。右兩年度の税目別比較は左記のとおりとなり、二十六年度の總額は二十

と云えよう。
「他の昇騰、更にこれに伴う我が國全般の經濟力進展がその主要な原因でなつている。これは朝鮮動亂にもとずく特需關係の生産の增大、物になつている。これは朝鮮動亂にもとずく特需關係の生産の増大、物に 普通税は法人事業税の四倍强を筆頭に各税目とも夫々相常額の増收左表中増減理由についてはおよそ次のことがいえるであろう。

ついては昭和二十五年度に稅法の改正があり改正稅法の適用が二 九月一 入場税、遊興飲食税は 日より 實施 也 方が 共に四 た關係上 割前後 二十六年度 の増 收となつて の増收全 いる 額が自然 が ح の税 十五五 坿 K

たそうな。たら、ころう文章になる。

二十六年度においてはこれらの獣が一 十五年度において殆ど收入消になつたことを示すものであ 大きな役割を果たしていることも見逃すことができない。 新法規適用の不馴れや施行期の年度牛等があつて相當混亂した 五年度は年度中途において畫期的な地方稅法の改正がありこれ 氣ガス稅、 昭和 左表比 その他昭和二十六年度における増收の一般的な觀察として昭 國 一般の附加税、 二十五年における地方税法の改正に 一般に 地租及び家屋稅 おいて 府縣民稅その他府縣獨立稅、 九二%の減 (固定資産税) の收入であつて右は 級額に なつて 應除去せられ徴稅技 いる 伴い廢止になつた従來の各 市町村に移譲された電 法に ょ る。 る 昭和二 が昭 だがため 和二十 向 上も 和

昭和二十五、二十六兩年度の都道府縣稅收入比較調

小計	法定外普通税	狩獵者稅	漁業權稅	新岡税	自動車税	遊與飲食稅	入 場 稅	特別所得稅	税(個人	事業 / 法人	法定普通税	一、普通稅	税種
11三、七八三、九七〇	三六四、六至0	- 臺、三元	trit,th	一元八、四先	一、公元、口三	10、五六一、六九七	七、六四、三百	一、大六、大二	河(0)1、三晃	类、八五、10·1			牧 入 額
五、二十、三十	九八四二	元三、 <u>一</u> 八〇	門、1主	一一一一一	一、五九九、七四六	七、芜四、八三	コニ、八当、〇大六	17年1年70四里	三二次三二元	10、光八、六五			收入額(A) (A)
五六、六五六、六三三	· 七三,00元	三、三、	A	· E0711111	一一一一一一一	三、一大大、八八四	四人二八〇四	宝元、七元	1、00八三高	四六、一八六、八一七			△比較增減額 (B)
プレ	兲	吴	1	Truj	灵	띨	毫	1	八	四三			(日本) (日本)

合計	四、滞納繰越	三、舊法によ	水利地征稅	二、目的稅
1:10、10.7公宝	大、1:10、六1七	四五五、五九六	110~至六1	. 🗻 .
容、五二、四五	四、九四四、〇三大	3 14 7 3 3 3 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5	で、日子、の九九	
三、八四八、三百	一、三天、五二	△ 五、○□三、三元三	△ 二、亳	÷
		Δ	Δ	
大	宝	ᆂ	_美_	

註 昭和二五年度收入額は昭和二十六年八月十四日資料 No.151 の額を引用

二、東京都分については市町村税に相當するものは控除した。 三、滯納繰越分は各税目より控除し一括して年度比較をした。

t

要額を滿たし 前年度に比し大巾な増收となつている。 體として困窮せ 金制度による総額の決定が中央財政の支配下に頭打ちとなり地方財 つて 處置をとらなければならなかつたことは事實である。 いても財 と前述の物價騰貴や我が國經濟力の進展に伴う增徵等を主要 おけるシャウプ勸告にもとづく地方税法の一大改正による地方税 度に膨 ては府縣行 本表數字の示すとおり 來たる原因については更に深い檢討を必要とするが一般的な觀察と 政弼乏を訴え、 |得ず且つ地方債に對する中央の極端なる制脈が たととや税制改正に並行して創設された地方財政平衡交付 政の増高經費はこの税收入の増加のみでは應すべくもなく しめていると謂えるであろう。 その年度末においてはびほう的 昭和二十六年度府縣 然るに府縣財政 税收入は昭和 想うにこれ 公は此 赤字財政 二十五 地 の年度に 原 肉と ij らの由 救 11) III 液濡 濟の 强 度 お ~

供米割當百五十二萬石に決定

割當に比し六萬石の減である算定基準はつぎのとおり。 を百五十二萬石(農林省當初案は百六十七萬石)に決定した。 林省では、 九月十一日道と再折衝の結果、本道本年産米供出割常量 前年 當初

> 、生産二百六十萬八千八百三十 九反、 反收一、九二石) ŀ Τi (作付面 積十 三萬五千八百 七十六

米麥兼作を九〇%に引上げた) 七一%、 保有百八萬八千八百十二石(昨年までの米單作 米雜穀兼作八九%を、 今年は米單作、 米雜穀兼作 **一〇〇%、** -00% 00% 米麥兼作

供出百五十二萬二十五石(割當では二十五石切捨)

稻作豫想六千四百九十四萬石と發表

L

二百石の増加となる。 農林 九十四萬五千七百石と發表、 省は三十日、 二十七年産米の九月十五日現 これは昨年質收高より四百六十六萬八千 在豫想收獲高を六千 辺

百



昭和27年度 • 昭和27年8月末道稅收入狀況調

支	應	别	調定額	收入額	收入未濟額	收 入步 合	拡	要
石	狩 支	廳	667,327,571.52	193,518,175.41	473,809,396.11	28.9		
渡	島支	HS.	423,259,448.20	43,763,473.88	35,495,974.32	10.8		
榆	山 変	艦	26,994,477.88	5,126,935.95	21,867,541.93	18.9	•	-
後	志 支	陋	351,318,552	55,515,502.57	295,803,049.68	15.8		
容	知 支	麙	271,770,768.27	57,691,326.90	214.079,441.37	21.2		
上	川支	麗	291,805,466.97	55,082,474.46	236,723,992.51	18.8		
留	萠 支	飅	81,163,820.53	11,983,158.02	69,180,612.51	14.7		
宗	谷 支		86,166,141.31	13,605,982.45	72,560,158.86	15.7		
網	走 変	顣	257,316,699.11	59,193,049.42	198,123,649.69	23.0		
膽	振 支	爮	269,739,544.71	47,794,858.66	221,944,686.05	17.7		
Н	髙 支	鰮	52,874,390.70	8,311,182.80	44,563,207.90	15.7		
+	勝 支	魊	196,777,614.49	42,824,956.57	153,952,657.92	21.7	•	
釧	路國支	胞	170,736,943.54	28,629,789.72	142,107,153.82	16.7		
根	室 支	廳	48,430,304.93	7,010,879.20	41,419,425.73	14.4		
本		膨	1,011,053,549.40	628,891,583.00	382,161,966.40	62.2		
道	稅	計	4,186,735,293.81	1,258,943,329.01	2.927,791,964.80	30.0		

昭和27年度 • 昭和27年8月末道稅徵收狀況調

稅	N	別	調定額	收入濟額	收入未濟額	收 入步 合	摘	•	要
入	場	稅	481,541,227.32	221,262,115.08	260,279,112.24	45.9			
遊	興飲食	稅	490,434,231.09	158,145,725.41	332,288,505.68	32.2	•		
H	動車	稅	98,684,014.79	40,835,184.00	57,848.830.79	41.3			
鏣	Jan.	稅	90,726,594.11	1,659,072.00	89,067,522.11	1.8			
XM.	業権	稅	5,971,200.00	195,963.00	5,775,237,00	3.2			
狩	儠 者	稅	1,391.00		1,391.00				
家	嗇	稅	69,093,481.70	40,362,583.60	. 28,730,898.10	58.4			
2][業	稅	2,732,111,254.41	785,894,366.26	1,946,216,888,15	28.7			
特	別所得	稅	48,833,976.00	5,216,468.00	43,617,508.00	10.6			
7/1	生に よる	稅	169,337,923.39	5,371,851.66	163,966,071.73	3.1			
道		稅	4,186,735,293.81	1,258,943,329.01	2,927,791,964.80	30.0			

地

「治法の疑義につい

ることがで K 七 胩 決と同時 お 占 ガ 般行 餱 τ Ø 規定によつて再議に付したものである。)) 12 败 . ح 費を含む) Z 長は 広 となつた。 か ż れが再議に付さ ح 礼 七六條第 た場場 (事例) 机 を同法第 が昭和二十六年三月三十一日修正議決を見たが 再議につ 合 昭和二十六年度追加更正豫算 すべて議決に至らず會期終了となつた場合 机 及び 七九條第一 いては地方自治法 そのまま審議中三月三十一日午後十 [ii]法 ti 項の規定により 七條第二項第 七六條及び同法第 (義務的 經費

き事 たも 場 る 項 主 で 法第 れた 決を要するもの 百 七十六 る営該處分に ための Ø · か 修及び 「必ら 昭和二十六年度の豫算は、 から もの 悲 \lor として専 で -}-第 づく しもし えば法律上可能 あるから、 百 七 豫 1-明らかでないが、 第 決處分することは法第百七十九條第 七條の規定に基き」 の執行 長において議會に の能 であると解する。 昭和二十七年三月三十一日 不能 適 Ø 如 間 法な再議がなさ 避 おいて議決すべ は な 別問題 る と の であ th ij.

自治法の疑義につい

鳥取縣議會事務局調查課昭和二七、四、四地自行

1.1] 再議とを同 づく部分と法第 議の 9 0) \checkmark 理 と思う 由 一手續でなし īE. 付されていな 七七條の規定に基づく部分との がどう は法第 し た歳 人歲 たものであるが法第一七六條第一項 一七六條第一項に基づく再議と法第 田追 いの で適 加 IJĨ 法 Œ. 機算に 有効な再議 一對し長 **延別が明ら** j) i 小. ら別 あ 0 か規 た か 七 紙 もの Ċ なく且 七條 定 通 とは に基 ij

えて \lor ては、 地 方自治法第 るとき **そ**の 設問 理由 は、 の場合は、 百 1)3 同 七十六條第 示されていないの 條の規定 第百 K .t ٳؙٵۣڒ 七十七條第一項の規定に基づ る 0) Щ. 覜 で同 議と 炉 に非 して取 條第二項の規定による再 ζ 扱うべ μj. 議上 T 要件 ψ. と解 議 を備 につ

豫算審議 に開 する自治法の解釋につい て

る

. 鳥取縣東京事務所長宛一行政課長回. 昭和二七、四、一一地自行發第一〇三

Ø. 如き義務費を削減し 刲 いか又その 方自治法第一 効力いかん。 七六條第二 たてと IJ π 9 で再議に付しそ M T 具議 を中 Ø し述べること 廽 EH Ø な かに年末 は 差 Ĺ 手當 支充

第二項は義務費を削減する議決につい なければたらないもの 前段、 規定により 設問中の年末手幣が 措置しなければ としているの V ならないものと解する。 猪 44 であるから、 ては 層す 長は 75 必 -g-散問 5 11. ず の場 ح れ 項 を再 够 百 12 面 付さ 餱 -Li

する と解す

を削減する議決につ

Ē

第百七十六條第一

10

ょ

b

μij.

口駄目とするなら義務費を言 議 付 その議決を戻つて 應除いて 更に義務 先ず 狴 rc. 般 (経費に 付いて第 付 き نا 七六條第 七

間

で 議 に付 することは 差し)支えた V

答 設問 ち 七六條、 項に基く再議と法第百七十七條第二項 Ø が明確 七七條どちうを先に にを欠く が .豫 算を再 して 議 も良 K に基く再 付する場合、 'n 炒 議 は 法第 何 N を先 百 七十 1

化 Ø を除 は、 き認めら 地 方自 治 れる 法 rþι Ь 他 Ø の 特別の規定により であるから、 義務費を削除又は減額す μ**ή**. 議に付するこ ح が る議 で Ť 決に る 46

7

Ь

差

支えな

加

という意味に解すれば、

法第百七十六條第一項

の再

し

答

合

(=) 法第百 て は 七十 法第百 六條 第一 七十 七條 Πį と法第百七十 第二項 K より處置すべ 七條第二項を同時提 きもの と解す

け ない という解釋 を 得 たが別議案で出しても駄目か _ 目 又は二日 案することは 涯 扎

111

して

も駄目

h;

議案を異に 対象が 圃 豫算案で 或はて あ 11: る限 を時間 的 できな に前後 いものと解する。 して提案しようと て ġ 棦. 議

間 は 定數條 義 務 狸 例の یے 範圍 て 内で 百 七十 Ł 「案した人件費豫算を減頻した場合、 作で するの か又百 七十六條でするの ح 力<u>;</u>。 扎 奶 頇.

 \lor \vee ~ 7 定定 败 間 條 (二) 12 例 みで より Ø 範圍内で は明ら 承 知された 提案し かでない た人件 か³、 義務費 對 が義務 Ø 減 額 费 17 で つ あるかどう いての再 議 か 1 10 0 0

員費用 辨 償の支給につい

小唱 樽市議會事務局長宛和二七、四、二四、地

(-)議會閉 の場合に 忧 Ø 35 なら 審 て、 夰 ない Ø 付託が 一地 か。 方自治 たさ 法第二百三 れて V な 餱 \lor 場 第二項 合 K Ø 常任: 規定によ 委員 b 會 狴 が 委 用 蒷 辯

(=)Ø 招 IC ょ ij 常任 豫算及び かれ 委員 條例の内示等の Ŷ K 115 席 た た χĎ 市 長 か 5 要 請 に 基 ŧ 委員

長

b

崩

それに

H

席

た議

闫 席し又は 議會閉 議長に 中 市 お 長 いて Ø 要請叉は議 各態代表と協議のため参集 會の必要に基き議員協議會 を求めら (全員) 席 に出 た

(-) (=)(三) \lor ず #L も費用辨 fii 反を支給 -j-、べきで な S

地 任の有無について 方自治法第二百四 十四四 條 の二の

\ 號鹿兒島縣總務部長宛 (昭和二七、四、二四、地 政課人

納 O Ø 0 と同 長 調 Ь が真正 査し 課長、 Ø 様な C た方 あ Ø 形 b 114 取扱者、 もの 法等 紨 大さ、 ŀ と誤 が Ø 般 み質印 字體で、 請求者の 信してこ 取扱いと酷似 دېد ه を排捺して 豫 等 費 印鑑は全部偽造印でしかも一見本人の れを 決裁して正常 して |口購入物件數量等が適當で 決裁した場合請 いるものに對し縣費課長、 ならざる者に支拂 水書 Ø 形 放 あ は ij を IE. 出 且. Ь 定

さ 削 しめた場合賠償責任 開納長が 善良なる管理者の に瑕疵ある場合 あり 注 意を 怠 0 'n B Ø で あ 扎 ば お 見 込 Ø

(1)H 請求告 つて居 である。 度課には課長、 檢收 な (課長、 との場合縣吏員以外の者が課長 い場 係長の 係長が居るの 押 擦 を行つ・ であるが、 јс. ことに 課長 Ø 代決権の 0 L Z 代 됔. 決 無い 権は TT Ŀ は 者 係 の僞 物 長 뀲 を受 造印 名

(2)請 が支排 求者受取人の氏名と請 つたときは出納長に賠償 求印 とが 遲 遺任あり 9 7 V , る場 合 右 **(**) 物 諨 代 金 を 111 紨

問 答 る場合。 (**三**) 設問の場 間(二) 合 łζ 17 お お Ś いては、 τ **H**3 쒸 出納長 長 は 欠けて に賠償責任) 副 田納 があるも Ιŧ が職務代理を 0) 解 して

111 納長に 責任 あ b حاد

答 ta 見 込 Ø 償 논 任あ b دې ة

長

43

迫

問四 H 納長窒縣 避關係支 挪 IC つ V T は、 縣 費課 攴 Ø 補 佐 T ょ b 出 納 長 が

答《當該事務が縣費課長に委任されたものでない限り賠償責任はな、決裁した場合、縣費課長に賠償責任ありや及びその程度。

V_o

る

又法施行

7後も縣

告示とし

-

繼續して

おる

Ø

で、

を

の改

廢

Ъ

縣

썀

町村公安條例に關する疑義について

(號香川縣總務部長宛)行政課長回答)(昭和二七、四、一〇地自行發第九九)

用(一) る が 地方 てとは可 る許 自治法第二 他で 巾 請及 あるが自治體警察を維持しない町村は集會、 條第二 び許可に 項の規定 つきこれを處理する機關はないと思われる により 町村 iC お いて公安條例を制 示威行進等 定 す

答ね見込のとおり。

剒 iC 縣條例に特別の定がない限 ぉ 若し町 いて處理するよう 村の 條例中 規定し K 許 11] b た場合はかかる規定は無 1 1 無効とは解されない。 諨 及 び許 可に關 する事 劾 項 と思われるが。 を縣公安委員

を制定すべきだと思われるか。問目「日、日の通りとすれば町村において必要と認める場合は縣公安條例

公安條 集 會 例を制定することはさしつかえない。 示威行進に 開する許可 申請 及 び許可 等 ĸ 關 す る 事 項 K 0 \lor て

4廢の手續について地方自治法施行前の告示の効力及び

(福島縣教育委員長宛一行政課長回答)(昭和二七、四、一〇地自行發第九八號)

間

Ö は 點 縣育 効力を有 地 が が 方自治法施行と同 縣 る 英資金設置並管理規則」 17 お んで、 するものとすれば、 いては、 これが改廢を考えている。 大 肘 īF. K 14 年十一月一日縣告示をもつて を定め かなる効力を有するか。 その改廢は議會の議決を要すると解せら たが、 ついては當時の縣 經濟的、 餇 もし條例 度的に不合理な 一即位禮 告示の効力 と同 記 念福

これに、55に、150にとしていいようによりに発しる。なお、大正四年の當該告示を教育委員會告示をもつて改廢することは教示をもつてなしうるとも解せられるが、御意見を承りたい。

六號の規定により、議會の議決を經なければならないと解する。 前段、設問の規則の改廢については、地方自治法第九十六條第一項第育委員會法第七十九條の規定にてらしてもできないと解する。

この計れ、のして)などが复せて後ょくに見ったことはできない。後段、教育委員會の告示で改廢することはできない。「一語をの語言なる私力に引きたした」と思って

答 事件議决でさしつかえないが、地方自治法第二百十三條第一項の條例 の形式になるか。 問一の場合、もしその改廢が議會が議決を要するとすれば、どういう條例問一の場合、もしその改廢が議會が議決を要するとすれば、どういう條例

を設けてもさしつかえた 事件議決でさしつかえな \vee が、 地 ħ Ė 治 法 第二 百 + ·三條 第 項 Ø



(單位十個)

会図都道府縣戰會職長會等發昂

L		-		神	撇	المون	38 3											<u>.</u>
	禁	授	斑		~	靈		.~	≅ *2*	~ ~	\$	ĸ	瑏	彩	拼	教	趗.	
	臣	豪	算照數	医加斯曼	教入選数	茶材斑蝥	調が予数	收入海關	操算規額	關定濟額	收入濟額	操算規模	開記簿劉	收入路缆	猴洋翅類	關定濟額	收入跨額	
i	光衛	標	1,964,658	2,499,802	2,271,357	1,408,698	1,910,647	1,444,870	68,975	93,829	84,273				741,719	926,724	744,70	٠ م
		森	41,660	159,659	152,932	•	453,076	326,748	19,432	23,269	19,838	•			132,000	175,640	129,415	٠.
	,	#	390,372	491,579		301,420		295,958	16,499	17,977	16,239				102,993	126,704	110,026	νο .
		"	435,250	504,716		415.000		392,985	24,400	31,568	177,72			· ·	135,000	171,358	139,988	œ ·
-		田;	286,486	371,344		219,007		223,016	, ci	20711	00,01	70,189	_	75,130	80,402	96,40	8. 5. 5. 5. 5. 5. 5. 5. 5. 5. 5. 5. 5. 5.	
	E E	<u></u>	492.712	550.511	538 371	469.346	743,010	542,014	31.762	36.536	32,203		194,380		176.026	202.841	376.991	 8
	_	= = =	221.028	352,259	_		,-	425,577	25,195	. •	٠.			٠	109,151	102,720	86,297	
_	第二、		225,978	423,975				517,928	20,624	•		_	•		171,345	176,907	151,942	C)
	一、	- B	363,272	505,082		464,775	675,856	486,197	25,868	35,587	31,224	156,313	. 203,517	193,839	141,402	159,499	144,021	_
	源	H	245,601	787,164	735,396	711,402	973,886	723,731	44,801	68,576	49,055		155,436	134,278	128,001	141,578	. 111,865	IÓ.
_	#	器	278,758	441,359	418,496	562 308	842,419	591,841	37,728	51,486	·.				116,031	161,769	128,932	~
1		八 10	10,132,839	12,335,560	10,700,738	3,640,593	5,310,373	2,988,704	234,069	297,871		4	3	4	2,240,000	2,877,536	2,003,150	0
• :	一 派 章		1,790,934	2,702,156	2,500.999	852,282	1,429,737	000,608	64,952	81,955		780,310	823,333		532,174	644,759	471,951	
	河 源	爽	782,429	911,728	1880 281	772,185	997,616	854,844	37,518			. 161,792			236,442	290,413	278,453	
	 	=	856,417	1,043,782	1,001.722	387,301	434,845	333,996	16,202						102,844	105,126	98,066	
	石	<u> </u>	159,488	350,447		346.567	431,757	354,315	18.032	22,455	٠.	_	133,875	120,830	186,040	203,771	171,194	4
<i>.</i>	層	#	447.245	565,055	510,557	290.412	346,318	305,477	15,150	100,71		٠.	٠.	65,732	89,000	78,235	71,062	~
_	H.	: ::	96,433	172,992	162,146	246.858		242,356	11,79	13,446			111,626		77,366	87,689	64,307	_
	東	自	570,053	718,537		615,286		561,145	37,240	46,489		132,750	160,902	. 145,027	200,050	299,005	257,548	
_	1.	歐	839,426	1,059,023	1,038,241	507.416	564,252	493,137	19,822	25,403			207,753		115,987	140,217	122,419	
_	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	匿	1,612,057	1,818,164	1,768,354	745,905	1,264,820	767,892	41,847	158,09				398,513	373,562	419,343	340,630	_
	· 2	2 至	2,631,955	4,177,651	٠.	1,873,672	2,931,200	1,395,541	63,976	115,660			1,053,223	910,313	458,651	426,355	333,920	_
	III	-	1,080,681	1,232,669	, - -	504,286	718, 750	491,161	• 24,190	32,829				_	104,200	131,840	115,615	10.
	類	1 4	812,314	815,263		236.396		255,597	15,186	, 18,582					000,000	64,159	60,255	
	英	*	947,638	1,434,349		1.065,551	1,633,723	893,652	43,135	. 66,760		•		778,654	453,305	522,543	363,39	
	*	页 5	5,156,231	8,672,614	8, 193, 453	1 930,661	3,243,758	1,884,166	101,494	155,046	120,762	1,910,303		2,583,018	1,145,000	1,837,755	1,164,502	
	山山	- 3	3,446,449	4,142,080	4,050,625	1,401,306	2,190,960	1,104,912	78,997	121,299		•	1,217,019	1,134,238	610,776	968,802	568,386	10
	" 装	或	234,543	297,713	-294,953	317,426	287,771	243,627	14,272	25,850	14,237		68,153	63,516	69,400	84,779	76,38	_
	を残り	<u> </u>	604,175	608,330	603,538	380,641	387,175	377,439	17,640	22,074	21,425	_	_	_	146,975	158,705	156,096	٠.
_		极	90,666	110,510		130 010		142,906	9,508	. 10,602			68,505		65,758	83,057	67,161	_
_	1000年	磁	61,627	308,337		172,803	195,788	165,364	13,893	17,240	•	35,997	38,423		54,663	72,925	65,886	١٥.
_	瓸	<u>ਜ</u>	955,428	968,721		445,210	634,208	560,434	27,250	36,930	35,079		164,100		111,800	159,408	144,603	
_		-	1,102,338	1,277,132		567,367	856,056	652,360	34 486	666,05			347,905		232,950	285,979	246,740	<u></u>
_	<u>-</u>	п	700,706	1,109,309	_	44,940	629,789	471,509	30,090	41,154		_	211,842	175,348	179,376	174,694	135,427	_
	類	避	261,194	491,049	473,192		352,446	218,147	17,853	22,326			63,084	56,175	65,267	88,892	50,71	
	一种	=	269,900	468,132		252,300	308,715	244,215	15,800	20,766					92,100	94,521	63,899	
		23	956,898	1,136,293	~	265 818	508,597	. 370,142	14,898	31,408	27,512	110,000	121,016		110,000	129,570	106,288	**
	極	· 录	168,456	227,120		254,227	335,809	,247,560	18,645	24,822	21,194	94,469	132,368		68,813	92,900	70,631	
	- E	_	1,831,166	2,163,773	2,078,492	1.141,943	1,962,615	. 1,327,754	93,320	123,064	106,021		1,018,352	1,007,876	689,248	730,511	722,569	
		誕	226,735	277,685		245 200	318,089	258,936	20,700	27,176	24,917		151,331	146,499	74,600	88,978	78,536	
	東	室	374,630	472,690		445 676	289,619	429,360	33,829	40,967	٠.	271,367	325,659	311,828	163,354	200,639	188,330	
_	E E	*	242,554	650,379		485,892	612,116	392,654	35,853	44,879		140,707	158,307	110,314	178,597	192,958	144,669	_
	*	-	385,002	337,953		267,705	\$79,074	310,259	26,261	30 315	28,120	114,770	135,981	117,411	129,079	158,620	139,695	
	•	查	734,561	800,791		237,997	355,705	219,743	19,183	23,850	18,738	73,560	91,701	84,399	61,762	96,031	56,475	
	民	避	202,717	263,200	252 476	389,718	530,331	398,001	30.403	35.728	30,263	126,140	147,229	141,811	108,552	139,627	121,656	
An	41	# 48	46,006,061	61,446,398	57,602,672	28,292,416	40,656,098	27,059,175	1,648,511	2,245,502	1,869,874	16,149,043	20,178,362	18,331,401	11,758,541	14,699,523	11,234,404	
l.															•			· .

- !	55	198	388	217	ž (8	<u> </u>	385	- 1	T	1	88	T	1 4	3 4	П	П	8	Ţ.	T	7	1	Τ	1	Π	T		\$	丁	7	3	Τ-	ΤĖ	7	. 1	-1	T	¥.	$\overline{}$	22	_	1	1	-, -	<u>.</u>
通税	收入潜翔	61,498	2,588	9,217	10,18		29,785	•			16,928			1414	•	•	1,7	-	•	17,77		•		-		. •	8,440	•	•	5,195		• . '				•	87,184	•	5,087	•	t	: I	000	OC, 602
外番	が変数	69,232	3,118	9,545	16,693	-	31,988	.1.	Т	-1 -	18,793	1	T	747	1	1	2,688	T	1	17,850	T	1	T	l	1	F 1	8,540	-1	1	5,312	Γ		[1	1	Т	87,212	1	5,207	1.	Τ	i i	700	7//1 EQ7
定	現在	58,008	2,300	9,419	13,950	<u> </u>	25,647		ī	1	15,700	Γ.	1	1 275	1	ı	191,1	ı	1	18,017	T	i	1	I	Ī	1 1	009'9	1	I	2,050	1	[1	· 1	T	1	76,793	i	1	1	T	1]		, 500 t CC
拟	業								3.	, ==		4- 1	9 5	•		-4	,	_	<u>e</u>		9				o	. a						n				16						·.		
赵	收入海額	13,875	3,585	7,719	7,772	4.972	11,761	9,274	8,324	5,961	6,773	13,154	9,362	2,75	2.165	2,287	2,145	6,461	10,383	7,819	15,246	9,840	9,528	£ ,	690'9	050 1	4,616	10,459	3,563	7,612	11,135	56,0	5.894	2,309	11,388	14,195	9,794	4,385	6,683	9,70	8,154	9,985 12,224	076 676	7,400
押	整形型器	13,876	4,465	7,720	44.	. 4	11,763	9,460	8,620	6,131	7,351	14,988	806, 4	0,000	2,768	2,309	2,170	6,535	10,455	7,833	15,246	119'01	10,058	383	6,069	11 071	4,662	10,459	3,799	7,753	11,151	020,0	5.958	2,380	11,450	14,335	6,01	4,544	7,432	10,501	8,154	10,208	37.4 766	1,714E17
## ##	算現朝	8,641	2,880	7,601	54,4	3 620	9,361	8,300	7,137	4,508	4,484	45,7	2, 2, 2	6.480	2,574	1,048	1,260	2,268	7,203	4,811	11,880	8 20	3,50	104,4	2 4	8,173	4,057	8,561	2,295	4,577	060,8	1,002	2.826	1,720	7,220	13,795	9,455	3,600	4,039	8,558	8,132	9,938	200 000	4741 Cm/
\$2	入踏額 撥	14,477	355	w .	9, 3,	88	397	366	258	7	9	5,73	1,627	36	1,536	1,332	1,045	4	Ī	1.	8	1,290	2,377	4,0,0 6,0	ē '	· ½	Т	4	ਨੂੰ	265	<u>sa</u> .	, 500 612 613 613	22	58	830		859	80,1	631	360	427	8 8 8	F3 770	77.14
22	定齊額 枚	20,109	\$	4,325	533	. 8 <u>8</u>	5	202	282	1	8	1,799	20,7	14.	1,702	1,378	1,377	4	Ť	1	8	1,257	2,59	653	8 -	- 8	<u>' I</u>	. 469	4	299	157	3.845	785	324	863	1,303	1,044	1,220	98 i	8 5	693	. 103	26 507	1,2,1,8
櫾	現如「關分	999,91	280	3,649	537	835	218	570	133	1		6 6	4.0	1.584	1,672	1,661	8	1	1	T	1,631	1,114	2,920	3 5	<u> </u>	526	T	376	32	524	130	C 24.	. 009	250	8	1,051			419	368	363	875	:	
秃	茶茶					. 2	21	8	72	84	486	<u>4</u>	202	<u> </u>	: :	12	<u></u>	8	কু	27	23	82.	9 !	F (20 4	.	9	6	×	8				8	φ.		8	71	24	<u>~</u>		<u> </u>	1	
\$3.	收入透知	ů	•	•	55K, 6	•				_	4	e.		ř		1,37.					ıν	Φ.	1,476	1,017	2,(2)	4 4 7 8 1	070+1	2,019	1,006	2,3	3,385	281,1	000.1		5,099	, 1,9	23,593	. 17,487	17,547	4,812	72,387	2,936	A 360	0)1,766
鰛	關定齊額	166,495	27,287	39,840	4,620	12,980	41,124	. 6,107	10,682	5,411	3,370	4,141	3,135	32,152	4,347	3,967	5,053	7,435	25,623	10,777	13,696	8,523	2,677	1,287	7,30	8.372	2,270	2,434	2,749	4,398	7,724	277,	7.621	217	9,292	4,430	30,619	18,785	. 26,177	12,543	4.0	3,677	EOB 122	cnc' 100
25	设存现额	83,208	9,806	6,003	20,587	11,100	9,612	3,175	2,505	3,040	217	2,707	8 8	1.64	802	848	096	1,970	2,091	3,962	3,134	8	1,805	862	1,3/8	3 %	658	1.860	1,312	1,457	8,	200	2,265	2	3,335	1,772	20,949	14,145	14,31,	4,475	2,893	8,462	205 604	1 404 /07
. #2	收入海额	111.111	21,450	22,474	31,156	18,608	33,904	32,073	27,652	33,438	41,142	36,051	391,274	34.193	17,942	17,358	11,883	16,589	7.4.	38,458	59,484	8,003	31,725	487.11	178,871	03.050	15,896	20,007	8,155	13,069	34,976	310,715	494	12,828	23,590	15,401	102,919	16,006	25,336	20,788	20,511	18,382	1 001 047	1,,,,,,
舞工	品質器	90,985	35,199	27, 121	36,783	19,593	43,507	40,270	31.671	40,915	56,592	47,750	459,819	37.016	22,763	19,860	16,217	21,962	38,643	42,151	76,688	125,482	38,474	13,415	26,068	126.817	20,244	20,481	9,052	14,647	39,533	41 256	16.565	15,267	28,551	19,100	128,345	18,828	30,341	31,457	24,887	31,936	_L	_ŀ
a	(洋規領 闘	76,320	26,372	23,297	29,000	26.00	29.374	28,995	24,108	36,031	34,487	35,221	363,848	60,10 90,800	16.702	13,683	12,870	. 12,360	28,311	33,753	53,445	85,229	29,254	12,256	42,833	00,010	15,578	16,194	7,581	12,140	21,860	39,270	12.414	10,160	14,250	- 16,709	94,566	15,000	20,268	24,858	18,389	18,815	_ _;	-
煙	器, 凝	類類	*	#	菜Ⅰ	H %	————————————————————————————————————	報	*	麗	H	紫		= #	.	 I =	#	鬗	歯	卧	匿	录	鰄	赵	₩.	<u></u>	₹ #4	E >	英	袋	<u> </u>	e i		. =	S	聚	庭	誕	崔	₩.	d :			i.
羚	控	#	加	쾢	ļū ;	≱ •Ξ	I 2	*	鹿	禁	变	#	; ₩;		<u> </u>	E HQ	理	Ŧ	戦	模	杂	例	iii :	類	K	Kυ	K XS	早早	4 2	氐	匿	医	<u> </u>	柳	8	/框	脛	稻	蚁	#	K	阿爾		(n

1	粉					1														٠								:					:														
							٠	,																																	:						
	悪		-	,																						,																					
	ŧ		. 27	<u>‡</u>	8 8	7 6	J_ 01	29	42	30	25	.85	8	4	37	œ.	Φ	S	4	`\$	24	₹	8	<u> </u>	2 ?	<u>*</u>	78	. 86	œ.	-	22	7	īV.	12	12	2 <u>«</u>	1	* *	6	Ξ	31	£	16	88	2	Т	e e
İ	프	•		٠		٠.																		•							•		*				•							:			
ľ	KI	15%	83.1	75.0	85.5	6.00	8 2	82.3	76.9	82.3	83.5	81.2	78,3	78.0	78.9	91.2	8.	œ.	88.2	79.3	84.8	93.7	8 i	4. 6	8 6 8 6	74.7	82.3	78.6	8.3	6.76	85.2	6.06	4.6	88.8	87.4	, y	24	81,6	85.9	8,68	82.2	75.9	87.1	4.68	25.	82.0	
	축	E						-						•					4																				:							,	
ľ	#	滋	5,799,725	856,496	1.056,979	20,000,1	807,911	581,978	1,014,255	1,301,455	1,398,571	1,840,938	1,446,635	3,721	4,786.220	2,330,990	1,606,303	1,082,011	997,414	129,609	,764,418	1,956,859	3,432,692	8 :	2,038,714	9,479,789	2,302	7,104,392	726,384	1,336,281	393,840	613,460	,921,978	2,624,630	<u>.</u>	899, 330	766 828	711,679	528.078	822,000	,493,736	,325,291	958,284	204,371	202	,645	
	the.	大八路	5,79	20	8 8	7,1	\$ 8	1,58	1,0	1,30	1,39	<u>2</u>	<u>.</u>	21,413,721	4,78	2,33	1,60	8	8	9	1,76	~ 8	κ Ε	0,910,900	2,03	3.47	14,202,302	7,10	72	1,33	66	. 61	1,92	2,62	2,001,101	\$ &	192	=	5.52	. 23	1,493	1,325	356	8 8	1,009,502	120,430,645	: · ·
ŀ		意	112,6	,142,370	1.236,226	679'996'1	855,003	,922,878	1,318,636	(,581,613	615,519	2,267,649	1,846,669	8,380	060,	2,555,322	1,781,164	1,274,755	1,131,068	768,953	2,080,479	ž.	4, 193,048	4 5	5,950	8	282	1,957	804,126	8	462,487	000,579	09.	5,563	563	1,081,888	324	871.845	020	915,687	,817,855	,746,125	,100,259	444,486	. 1		
		認定が	6,979,211	1,14	5.2	ž š	2 20	1,92	1,31	1,58	1,67	2,26	-, %	27,468,380	6,069,030	2,55	1,78	1,27	1.13	392	2,080	2,088,144	4. 9	9,292,184	2,270,535	4.660.93	17,261,58	9,034,957		1,365,041	462	613	2,057,560	2,956,56	2,290,263	1,087,521	2 030 324	87	6,433,029	915	1,817	1,746	01,1	± 3	1,229	146,894,522	
l			0,230	800,025	982,804	747 357	672.917	425,731	951,316	115,5	1,225,639	1,293,100	728	3,392	011,	3,174	,503,553	1,008,216	911,468	533,064	,602,985	,728,375	969	6	201,866	8	207	86	726,545	,974	358,793	362,831	,694,168	,275	,833,828	750,000	455 283	647,206	729	720,833	,627	,145,090	956,360	286	- 1		
1	ψī	後ば祖鏡	5,280,23(8	86	07.	229	1,42	. 25	1,012,51	1,22	1,29	1,250,728	21,388,392	4,197,110	2,038,17	1,503	<u>.</u>	3	533	1,602	1,738	3,140,696	6,006,355	200	3.369.000	10,459,207	6,649,999	726	1,303,974	35	362	90,	2,242,275	.833	5 5 5 6	1.455	2	4,979,729	720	1,331,627	1,145	86.	1,162,296	£	107,925,901	
ŀ		55	119,98	12,829	906'9	360.03	5,974	28,936	12,095	12,556	15,816	21,268	23,351	212,223	66,496	10,436	6,807	55,890	10 233	7,718	14,662	5,385	26,020	275,961	17,812	12.483	101 280	50,906	3,641	5,917	3,311	4 432	25,702	34,166	16,462	4, 0 4, 4	17 638	9.550	710,19	2,698	23,493	15,051	5,187	6,757			
1	收入	收入海	8	2	v į	3 5	3 5	. 8	. 23	2	12	71	2	212	8	음			2	. `	7	'n	8	<u>.</u>	∵ ±	. 2	0	20	6	,	, m	; *	23	*	9 '	3. O		. ^	. 19	~	83	₹	٠.	ه ۵	8	1,296,721	
	る 説	\vdash	218,063	60,568	17,655	41,028	20,77	897.99	29,076	48,493	43,521	54,883	83,889	522,896	249,695	27,205	17,112	104,836	22,651	19,749	36,126	12,885	84,242	442,222	16,768	870.601	438,465	248,043	14,144	7,615	7,640	9,510	35,628	70,873	30,682	33,162	73 (R4	19,658	76.590	150,6	88,360	32,479	18,438	37,724	56,630	.475	
l	4	臨記遊鄉	218	8	<u>:</u> :	₹ 8	3 =	. 8	. 83		€	7.	8	522	249	27	11	₹	23	61	፠	22	2 3	44.2	9.9	. 60	438	248	7.		7	σ,	35	2	R 1	S. 2		, ≘	176	ο.	. 88	32	81	37	8	3,774,475	
	扱った	i —	78,050	27,673	8,280	14,72	2 890	876.6	20,271	3,170	30,430	8,464	17,406	132,681	81,765	· 1.	5,307	160,349	2	i	100,01	6,321	14,900	95,623	0,00 0,00 0,00 0,00 0,00 0,00 0,00 0,0	39.250	70,791	74,161	. 511	472	1,408	8	13,800	30,770	14,760	35,239	3	9.269	618.9/	2,547	3,734	22,828	3,766	5,471	33,931	,882	
١	類	4 知 知 数	78	27	∞ :	4.	4 6	. 5	ន	ب	8	: 60	17	132	8		٠.	<u>8</u>		•	2	φ	4. į	5 2	8	36	, 2	74	•		-		2	8	4 ;	Y	-	-` o	92	~		. 53	n.	w i	2	1,326,882	
ł		益	1	1	. 1	1 4	<u> </u>	1	- [1	1	T	1	1	1.	-	1	Τ	215	ì	1.	• 1	-1	1	l'		i	1	.1	1		1	1	Τ.	289	ļ	,	<u>.</u>	ı	ļ	-1	1	1	1	2,940	23,603	ŀ
	旣	放とこ														•					٠.						•							٠.	8	· .						٠			2	£ 1	×
	##	蓋	1		1	1 8	201	1	1	. 1	-1	1	. T	T	1	1	T	· 	678	ł	1	T	1.	1	1			1	. 1	ļ	, 1	Ι.	. 1	1.	٠ <u>.</u> &	1	l	П	1	1	.1	1	T	T	2,873	27,963	はかけ
	景	数似				•	. .												•		٠.								•				•	•	83								•	7	,2	27	中に力
	龗	益	+	1	.]	l		· 	ŀ	1	i	1	. 1	ı	i	ł	1	1	1	1	1.	.1	1	Ī	1	1		1	1.	1.	1	1	.1	1.	15,160	1.	-	1 - 1			1	·	ı	1,	4,256	19,416	常的総路分は電談各税目中に加算した
	*	第			•		•								٠.																				12				٠.	•	•				4,	61	代表が
-		泽		₩.	T.	Z :	स ४	 in 2	2 23	. 14	· pp	114		- L	=	蜒	<u>-</u>	=	#	=¥	⇔		距	⊕	6≓ ≥	¥ \	4 12	- I		۲ =	· E	竪	Ŧ	ailt		遠:		94 . F	# .B				- 4	控	- ste	盂	安徽縣
	·類	凝	楽			I	#		w +4	. 15		. 11]	eF-1	~	账	ج د		_	180	7.79	≠ ₹.	-4	<u></u>	ъъ.	***	* #	+ ≥	E. 12	, <u>"</u> q	. ⊐	. =			-ME		:		₩ .43	, 12	- 4	- 48	. 14			民	142	
I	羚	座	岩	部	楽	di.	× =	I 層	*	. 花	裁	烫	#	¥	盂	*	ķ	Ħ	鹰	∃	蚁	凩	驗	嵩	秀	1	¥ †	(4	()(₩	<u> =</u>	國	洭	AL.	Ξ	類	Å I	N P	€ #	蚕 书	i 🛱	(#	K	þ	圕	₫¤	温

昭和27年5月1日現在 (單位千圓)

	地方財政計	*	Ħ	選	3	3	. 健	数	\$	NA NA	\ \	数	Ş	#		40	
登	大同公館(A)		過年販分	播粉縱越分	合(B)計	現年度分	過年酸分	衛對綠越分	⊕ (C) #	現年東分	過年度分	器的铁线分	合(D)計	B/A	D/A	D/B	D/C
1														%	% .	%	%
张京华超级			•												·	•	··
	45,006,000	37,213,919	7,726,931	1,065,211	16,006,061	48,461,8	11,507,279	1,477,270	61,446,398	46,800,327	10,084,775	717,570	5,702,672	102.2	128.0	125.2	93.7
事業税 個 人		27,079,000 .24,572,990	3,508	3,715,918	28,292,416	31,238,257	139,954	9,277,887	40,656,098	24,029,781	41,458	2,987,936	27,059,175	5 104.5	6.06	9,36	9.99
松田田田谷	1,508,000	1,548,200	61	100,292	-1,648,514	2,021,405	2,155	221,942	2,245,502	1,785,512	1,270	83,092	1,869,874	109.3	124.0	113,4	83.3
入緣稅	18,359,000	15,036,243	516,536	596,264	16,149,043	18,357,094	677,557	1,143,711	20,178,362	17,093,299	590,831	647,271	18,331,401	88.0	6.66	113.5	8.
游戏领线	15,114,000	10,817,339	39,526	901,676	11,758,541	12,452,252	136, 181	2,111,090	14,699,523	10,473,463	88,234	672,707	11,234,404	4 77.8	74.3	95.5	76,4
中 原 本 税	2,027,000	1,656,439	3,265	194,575	1,854,279	2,023,216	23,975	431,803	2,478,994	1,822,760	16,312	152,870	1,991,942	21.5	98.3	107.4	.4.08
100 100 100 100 100 100 100 100 100 100	468,000	231,192		54,426	285,624	401,207	10,949	249,147	661,303	283,485	5,014	46,977	335,476	61.0	7.17	117.5	50.7
然務權稅	101,000	45,632	1,088	5,719	52,439	52,332	2,613	11,652	66,597	45,247	2,024	6,457	53,728	51.9	53.2	102.5	80.7
4	357,000	288,554		4,265	292,825	361,198	224	13,333	374,755	355,370	158	6,812	362,340	82.0	5,101	123.7	7.%
朱尼外普通我	000,161	236,565	1	3,299	239,864	275,048	203	106,8	284,552	264,508	142	4,659	269,309	125.6	0.141	112.3	94.6
4 小	110,210,000	91,647,073	8,290,885	6,641,645	106,579,603	106,579,603 115,643,858	12,501,090	14,947,136	143,092,084	102,953,752	10,830,218	5,326,351	119,110,321	7.96	108.1		83.2
2日的稅			,														
 大型協筑	31,000	16,256	٠. ا	3,160	19,416	. 21,392	. 843	5,728	27,963	19,634	828	3,141	23,603	62.6	76.1	121.6	84.4
3 踏法による税收入	956,000	10	416,247	910,625	1,326,882	150'6	728,100	3,037,324	3,774,475	6,593	449,003	841,125	1,296,721	138.8	135.6	7.76	34.4
₩.	111,197,000	91,663,339	8,707,132	7,555,430	107,925,901	107,925,901 115,674,301	13,230,033	17,990,188	146,894,522. 102,979,979	102, 979, 979	11,280,049	6,170,617	120,430,645	97.1	108.3	9:11	82.0
			1									-	Ī				-

註 決算完了した隔に長時隔で、その他は投算見込額を計上した



〇新購入圖書紹介 麘 名

潮戶內海漁家爺業調查

公職選擧法詳解

古

惠一外

勇 人

原爆の長崎 講話 號

成北梅池

宗 人

X. 夫

野

彪外

各國の義務教育

且

餓

法律學講座 4 法令用語辭典(追補)

佐

達 通

科學技術總合要覽

電信電話事業報告書

Ŀ

光 俊外

都

ïH

现代會計質務牆座2

片 野 郎外

岩 Щ 退 111 六 郎外 嚴外

計

監

10

4

7

ŵ

胆

長太郎外

教育月報

" 九月號

農家の友

別卷! , 計 慣

31

K.

3

14 垣 'n. 治外

建設月報ッ

北海道自治リ

郵政統計月報八月號

財務諸表簿記の實務演習

〇各官公廰その他よりの受贈圖書 贈 先

の効力復活に闘する兩國間の変換公文「外務省條約局ドイツとオランダとの間の質諸條約」「外務省條約局

厚生省だより第四卷十五、十六號

文部時報

"

文

水

斊

嬔

水産時報

ŋ

特別調達壓重要例規道牃集 GATTの活動狀況 關稅及び貿易に關する一般協定 製材工場診斷要領とその實施例 石炭礦業に闘する調査 **設林省統計調查部**

特別調達應官房 秎

地方公務員法關係例規集 地方教育費の調査報告書 北海道人事委員會事務局 文 部 省

文部省調查普及局 北陸電氣通信局

大阪

KF

六月號 九月號 二十三號

福岡縣議會月報 滋賀縣議食時報 福井縣議會時報

> 二十三號 十三號

滋質縣議會事務局 福井縣議會事務局

道總合開發委員會事務局 道土木部都市計書課 電氣通信省

> 讀書春秋 八月號 農林省圖書月報

國鐵における苦情處理の實態について 本道漁業における賃金問題 法務大臣官房調查課統計室 北海道立勞働科學研究所

第六十四登記統計年報

北海道立勞倒科學研究所 医菜改良普及協會 逍 道交易觀光課 训、

貿易北海道 八月號 旬刊弘報 七十六號

郵政省經理局 建自治協會 道教育委員會 統計課

地方公務員法關係例規集 道人事委員會事務局

厚

人事院月報

七月號 八月號

人事院事務總局廣報局

我が國の鐵綱業に闘する調査 北海道拓殖銀行

世界月報 五、六月號

設 七月號

林野廳研究普及會

省

宮城縣議會時報 四卷三號 農林時報 七、八月號

神奈川縣議會月報 四卷六號

間氣試驗所棄報 十六卷七號

電氣通信經營月報』

外務省情報文化局 電氣通 電氣通信施設局 信省

間氣試 農 栤 險所 省

神奈川縣議會事務局 宮城縣議會事務局

農林省統計調查部圖書課 福岡縣議會事務局 大阪府會事務局

北海道議会 3回定例道議会)

9 月 の ٠

<u>一</u> 日 ○英水兵事件に關連するいわゆる「吉田書簡」の内容發表。 〇內閣改造(大野木秀次郎、中山壽彥、山縣勝見三氏入閣)

[四 日 ○世界スピードスケート選手權大會日本(札幌)開催取り止め報ぜらる。

〇北海道開發審議會總會(昭和二十八年度發算等審議

○第三回定例道議會閉會。

五. 日 〇衆議院議員總選舉告示(十月一日執行)

六日 〇米價審議會、七千五百圓の政府案を否決。 ○日本、セイロン間の貿易協定、コロンボで調印。

○對日請和調印一周年。

八日

〇都道府縣教育委員選舉告示(十月五日執行)

〇北海道議會議員補欠選舉告示(卒知、石符支應管內)

○三日からメキシコにおいて開曾の國際通貨基金及び國際復興開發銀行總會にて日本常任理事國に決定される。

二日 〇本年産米供出、北海道百五十二万石に決まる。

〇本年產米生產者價格、石七千五百圓(玄米三等)閣議決定。

∃i. H ○中ソ會談コミユニケ發表(長春鐵道の無償返還、旅順港の中共海軍基地の使用期間延長) 〇日本ブラジル間の新通商協定、リオデジヤネイロで調印。

○ベヨネーズ岩礁爆發、二つの新島が出現。

○電源開發育社發足。

○國蓮安保理事會において、日本の國連加盟案否決さる。

○東京都築地本願寺にて第二回世界佛教徒大會開かる。 〇パーデー騒亂事件の初公判。

三五日 〇バクストン(英國)にて開催中の綿業會談終る。 **参加各國の一九五三年の輸出見込量は次の通り發表された(單位百万平方ヤード)**

字とは別に、日本の經濟自立のための原料即ち綿花及び食糧確保するために五三年に一四億、五四年に一五億、五 インドー、000 日本一、一〇〇 英一、三五〇 米七二五 西歐一、七〇〇 計五、八七五なお日本は左の數

五年に一六億平方ヤードの輸出が必要であるとの推定を明かにした。

二六日 〇日本外債處理に關する協定調印さる。 **職前日本が發行した英貨債、米貨債の元利金は、本年十二月末からなるべく原契約どおり支拂うが、大平洋戰爭が**

二七日 ○第三回電源開發調整審議會において、十勝川糖平本年度着手決定。 た利子は今後十年乃至十五年の分割拂が認められた。本年度外債支拂は日換算百二十二億八千五百万圓と言われる。

起り元利支拂が停止された昭和十七年十二月末から本年末までの十年間に償還期日の過ぎた元金及び利拂期の過ぎ

北海道議会時報第4巻第10号(昭和27年第3回定例道議会)